

廃室発第44号

令和2年9月18日

原子力規制委員会 殿

所在地 東京都台東区上野五丁目2番1号

申請者名 日本原子力発電株式会社

代表者 取締役社長 村松 衛

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3
4第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、下記のとおり東海発電所の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 日本原子力発電株式会社

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号

代表者の氏名 取締役社長 村松 衛

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名称 東海発電所

所在地 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1

三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

名称 東海発電所原子炉

四 変更に係る事項

平成18年6月30日付け平成18・03・10原第4号をもって認可を受け、別紙1のとおり変更認可（届出を含む。）を受けた東海発電所の廃止措置計画認可申請書の記載事項中、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」を「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に、「七 核燃料物質による汚染の除去」を「九 核燃料物質による汚染の除去」に、「八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に、「九 廃止措置の工程」を「十一 廃止措置の工程」に読み替えるとともに、次の事項の記述を別紙2のとおり変更又は追加する。

四 廃止措置対象施設及びその敷地

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六 性能維持施設

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

八 核燃料物質の管理及び譲渡し

九 核燃料物質による汚染の除去

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

十一 廃止措置の工程

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

五 変更の理由

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、及び同法を実施するため、令和2年1月23日付で実用発

電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われたことから、関連する廃止措置計画認可申請書の記述の変更及び記述の追加を行う。

(2) 原子炉建屋排気筒の短尺化に伴う変更

廃止措置工事の作業安全をより向上させるために原子炉建屋排気筒の短尺化を行うことに伴い、平常時及び事故時における発電所周辺の一般公衆の受ける線量評価を見直す。

(3) 廃止措置の進捗に伴う性能維持施設の見直しに伴う変更

廃止措置の進捗に伴い、一部施設の有する機能が不要となったため、性能維持施設を見直す。

(4) 記載の適正化

その他、記載の適正化を行う。

東海発電所廃止措置計画変更認可（届出を含む。）の経緯

	認 可 (届 出) 年 月 日	認 可 番 号
1	平成 18 年 6 月 30 日	平成 18・03・10 原第 4 号
2	平成 22 年 7 月 30 日 (届 出)	—
3	平成 25 年 3 月 8 日	原管廃収第 130131007 号
4	平成 25 年 12 月 19 日 (届 出)	—
5	平成 27 年 7 月 8 日 (届 出)	—
6	平成 29 年 9 月 21 日 (届 出)	—
7	平成 31 年 2 月 28 日 (届 出)	—
8	平成 31 年 3 月 14 日 (届 出)	—
9	令和 2 年 3 月 26 日	原規規発第 2003263 号

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は，原子炉本体，熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン，屋外開閉所等その他の施設である。ただし，<u>東海第二発電所との共用施設及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎</u>は除く。廃止措置対象施設を表 4 - 3 に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は，約 10 万 m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図 4 - 1 に示す。</p>	<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は，原子炉本体，熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン，屋外開閉所等その他の施設である。ただし，東海第二発電所との共用施設は除く。廃止措置対象施設を表 4 - 3 に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は，約 10 万 m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図 4 - 1 に示す。</p>	<p>記載の適正化（本文五において、「<u>廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は，廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎（中略）は除く）</u>」と記載しているため，本文四の廃止措置対象の範囲から「及び汚染のない建屋地下並びに建屋基礎」の記載を削除）</p>

注) 下線は，変更箇所を示すものである。下線は，変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。</p> <p>東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。</p> <p>東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するように、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、それらの機器・装置の機能等に応じて日本産業規格等の規格及び基準に準拠する。</p> <p>廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。</p> <p>廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎並びに取水路及び放水路の一部は除く。）である。解体対象施設を図5-2に示す。</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。</p> <p>東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。</p> <p>東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するように、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、それらの機器・装置の機能等に応じて日本産業規格等の規格及び基準に準拠する。</p> <p>廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質マネジメントシステムのもと実施する。</p> <p>廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎並びに取水路及び放水路の一部は除く。）である。解体対象施設を図5-2に示す。</p>	<p>実用炉規則の改正に伴う変更（「品質保証活動」を「品質マネジメントシステム」に変更）</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>以上のとおりの解体方法を基本として廃止措置を実施する計画であるが、実施に当たっては、安全を最優先することとする。工事の実施においては保安規定に従って、保安管理体制を整備し、<u>品質保証活動</u>を実施することとする。なお、廃止措置期間を通して「添付書類 六 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u>」に基づき必要な期間その性能を維持することとする。</p>	<p>以上のとおりの解体方法を基本として廃止措置を実施する計画であるが、実施に当たっては、安全を最優先することとする。工事の実施においては保安規定に従って、保安管理体制を整備し、<u>品質マネジメントシステムのもと実施することとする</u>。なお、廃止措置期間を通して「六 <u>性能維持施設</u>」及び「七 <u>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</u>」に基づき必要な期間その性能を維持することとする。</p>	<p>実用炉規則の改正に伴う変更（「品質保証活動を」を「品質マネジメントシステムのもと」に変更）</p> <p>実用炉規則の改正に伴う変更（参照先を添付書類から本文に変更）</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p>六 <u>性能維持施設</u></p> <p>1 <u>性能維持施設</u></p> <p><u>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物等、放射性廃棄物処理設備、放射性廃棄物貯蔵設備、換気設備、換気設備のフィルタを廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。東海第二発電所との共用施設については、東海第二発電所の発電用原子炉施設として維持管理するため、性能維持施設から除く。</u></p> <p><u>性能維持施設に係る必要な機能及び性能の維持管理についての基本的な考え方を以下に示す。</u></p> <p><u>(1) 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物等について、各建屋は当該建屋の内包する汚染を除去するまでの期間、原子炉本体（圧力容器）は原子炉領域安全貯蔵が終了するまでの期間、放射性物質閉じ込めの機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>生体遮へい体は、原子炉本体等解体撤去工事が終了するまでの期間、放射線遮へいの機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>取水路及び放水路について、取水路は希釈取水の機能及び性能を、放水路は希釈放流の機能及び性能を管理区域解除工事が終了するまでの期間、維持管理する。</u></p> <p><u>(2) 放射性廃棄物処理設備について、使用済燃料冷却水処理系のスラッジ貯蔵タンクは保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまでの期間、使用済燃料冷却水処理系のディレイタンク、雑廃液処理系、及び洗濯廃液処理系は原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまでの期間、放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>実用炉規則の改正に伴う変更（新規追加）</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p><u>放射性液体廃棄物希釈水ポンプは、原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまでの期間、希釈放流の機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>(3) 放射性廃棄物貯蔵設備については、保管している全ての放射性廃棄物の搬出までの期間、汚染拡大防止及び放射線遮への機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>(4) 換気設備については、当該設備が設置されている建屋内の汚染の除去までの期間、放射性物質拡散防止の機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>(5) 換気設備のフィルタについて、原子炉建屋のフィルタは高性能粒子フィルタ装置の導入までの期間、粉じんの除去の機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>その他換気設備のフィルタは、当該設備が設置されている建屋内の汚染の除去までの期間、放射性粉じんの除去の機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>以上の基本的な考え方に基づく具体的な性能維持施設を表6-1及び表6-2に示す。</u></p> <p><u>廃止措置の進捗に応じて、表6-1及び表6-2に示す性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p><u>2 性能維持施設の施設管理</u></p> <p><u>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能が維持できるよう、保安規定に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する。</u></p>	

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前		変更後						備考
施設区分 建屋・構築物等	位置、構造及び設備	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	備考	排気筒短尺化に伴う性能維持施設の削除(排気筒の削除) ※変更前は添付書類六が相当(以下、表6-1及び表6-2について同じ) 廃止措置工事の進捗に伴う性能維持施設の削除(陽イオン交換器、陰イオン交換器の削除) 廃止措置工事の進捗に伴う性能維持施設の削除(蒸発固化装置の削除)	
	設備(建屋)名称	1.原子炉建屋	放射性物質閉じ込め機能(常温、常圧)	原子炉建屋内の放射性粉じんを防止できること。	当該建屋の内包する汚染を除去するまで			
	位置、構造及び設備	維持台数	1式					
	位置、構造及び設備	1基						
	位置、構造及び設備	1式						
	位置、構造及び設備	1基						
	位置、構造及び設備	1式						
	位置、構造及び設備	4基						
	位置、構造及び設備	2基						
	位置、構造及び設備	1基						
	位置、構造及び設備	1基						
	位置、構造及び設備	2基						
	位置、構造及び設備	3基						
	位置、構造及び設備							

表6-1 性能維持施設(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)(1/2)

注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前		変更後		備考	
施設区分	放射線廃棄物貯蔵設備	位置、構造及び設備 維持台数	機能	維持期間	備考
	1.黒鉛スリープ貯蔵庫 (C-1)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 容量 約 600m ³	汚染拡大を防止し、放射線を減らす機能	黒鉛スリープを保管できること。	保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまで
	2.黒鉛スリープ貯蔵庫 (C-2)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 容量 約 500m ³		黒鉛スリープを保管できること。	
	3.固体廃棄物貯蔵庫 (B)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 容量 約 90m ³		雑固体廃棄物を保管できること。	
	4.燃料スワフラー貯蔵庫	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 容量 約 120m ³		制御棒、チャージシユート等を保管できること。	
	5.サイトバンカ (イ)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 (バンカ)、鉄骨造 上流 (バンカ)、鉄骨造 スレート葺平家建 (建屋)		雑固体廃棄物を保管できること。	
	6.燃料スプリッター貯蔵庫	容量 約 60m ³ (Aバンカ)、 約 120m ³ (Bバンカ)		使用済燃料スプリッターを保管できること。	
	(1)燃料スプリッター貯蔵庫 (H-1)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 (バンカ)、鉄骨造 鉄板張り (建屋)		使用済燃料スプリッターを保管できること。	
	(2)燃料スプリッター貯蔵庫 (H-2)	容量 約 220m ³		使用済燃料スプリッターを保管できること。	
	(3)燃料スプリッター貯蔵庫 (H-3)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 (バンカ)、鉄骨造 鉄板張り (建屋)		使用済燃料スプリッターを保管できること。	
	7.ドラム貯蔵庫	容量 約 250m ³		放射線固体廃棄物を保管できること。	
換気設備	1.原子炉建屋換気設備 (1)生体遮へい冷却空気排風機	位置 原子炉建屋内 型式 強制通気方式 種類 単段遠心型誘引通風機	放射線物質拡散防止機能	原子炉建屋内を換気できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染 (当該設備に係る汚染は除く) を除去するまで
換気設備のファンタ	1.原子炉建屋換気設備 (生体遮へい冷却空気排風機)	位置 原子炉建屋内 種類 多段式自動交換型	粉じんを除去する機能	原子炉建屋内の粉じんを除去できること。	高性能粒子フィルタ装置の導入が終了し、ファンタ装置の使用が可能となるまで

表 6-1-1 性能維持施設 (原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設) (2/2)

注) 東海第二発電所の共用施設は、維持管理の対象から除く。

廃止措置工事の進捗に伴う性能維持施設の削除 (サイトバンカ (ロ) の削除)

廃止措置工事に必要な性能維持施設の維持台数に見直し (原子炉建屋換気設備 (生体遮へい冷却空気排風機) 排風機の維持台数を6から4に変更)

排気筒短尺化に伴う性能維持施設の削除 (気象観測設備 - 気象観測機能 - 地上高さ約 80m の風向風速計 (記録計))

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前		変更後		備考			
施設区分 建屋・構築物等	設備(建屋)名称 1.使用済燃料冷却池建屋	位置、構造及び設備 維持台数 1式	機能 放射性物質閉じ込め機能(常圧、常圧)	性能 使用済燃料冷却池建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。	維持期間 当該建屋の内包する汚染を除去するまで	備考	
	2.放射性廃液処理建屋	種類 鋼筋コンクリート造 地上1階、地下1階、地上2階 種別 鋼筋コンクリート造及び鉄骨造 地上1階、地上2階	1式	放射性廃液処理建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。	放射性廃液処理建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		
	3.固化処理建屋	種類 鋼筋コンクリート造 地上2階	1式	固化処理建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。	固化処理建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		
	4.サーベイス建屋	種類 鋼筋コンクリート造 地上3階	1式	サーベイス建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。	サーベイス建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		
	5.ホットワークショップ建屋	種類 鉄骨造 地上1階	1式	ホットワークショップ建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。	ホットワークショップ建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		
	6.取水路 ^{※1}	種類 コンクリートカルパト構造 下構造	1式	希釈取水機能	希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	
	7.放水路 ^{※1}	種類 コンクリートカルパト構造 上構造	1式	希釈放流機能	希釈放流水が放流できること。	希釈放流機能が終了するまで	
	放射性廃棄物処理設備 a.放射性液体廃棄物希釈水ポンプ	位置 島外 種別 鋼骨鉄筋造	1台	希釈放流機能	放射性液体廃棄物を希釈放流できること。	原子炉建屋解体除去及び原子炉建屋以外の解体除去が終了するまで	
	放射性廃棄物貯蔵設備	位置 原子炉建屋内 種別 鋼筋コンクリート造 鋼板内張りペレトコンクリート造	24個	汚染拡大を防止し、放射線を減らす機能	制御棒等を保管できること。	保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまで	
	注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。						
	※1：東海第二発電所の津波浸水対策として流動化処理土による閉塞を行う区間及び更なる地盤の安全性を確保するため、自主的に閉塞を行う区間を除く。						

表6-2 性能維持施設(廃止措置を実施するために必要な主要施設)(1/4)

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考																																																																																								
	<p style="text-align: center;">表6-2 性能維持施設（廃止措置を実施するために必要な主要施設）(2/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備（建屋）名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">換気設備</td> <td>1.使用済燃料冷却建屋換気設備</td> <td>位置 使用済燃料冷却建屋 種類 軸流送風機</td> <td>1台</td> <td>放射線物質拡散防止機能</td> <td>使用済燃料冷却建屋内を換気できること。</td> <td rowspan="15">当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)主冷池換気設備排風機</td> <td>位置 使用済燃料冷却建屋 種類 軸流送風機</td> <td>1台</td> <td></td> <td>フラスコ装置室内を換気できること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)フラスコ装置室換気設備</td> <td>位置 使用済燃料冷却建屋 種類 軸流送風機</td> <td>1台</td> <td></td> <td>フラスコ装置室内に空気を送風できること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a.フラスコ装置室換気設備排風機</td> <td>位置 使用済燃料冷却建屋 種類 空調器</td> <td>3台</td> <td></td> <td>放射性廃液処理建屋内を換気できること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b.フラスコ装置室換気設備送風機</td> <td>位置 放射性廃液処理建屋内 種類 遠心式</td> <td>2台</td> <td></td> <td>固化処理建屋内を換気できること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.放射性廃液処理建屋換気設備</td> <td>位置 放射性廃液処理建屋内 種類 遠心式</td> <td>1台</td> <td></td> <td>同北処理建屋内に空気を送風できること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)放射線汚染処理建屋排風機 (MF-2, F-3, F-4)</td> <td>位置 同北処理建屋内 種類 遠心式</td> <td>3台</td> <td></td> <td>貯蔵庫内を換気できること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)同北処理建屋送風機</td> <td>位置 同北処理建屋内 種類 遠心式</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.同北処理建屋換気設備</td> <td>位置 スプリング貯蔵庫上 種類 遠心式</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)同北処理建屋換気設備</td> <td>位置 スプリング貯蔵庫上 種類 遠心式</td> <td>3台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)燃料スリッパ貯蔵庫 (C-2) 及び燃料スリッパ貯蔵庫 (H-3) 換気設備排風機</td> <td>位置 スプリング貯蔵庫上 種類 遠心式</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)燃料スリッパ貯蔵庫 (H-1, 2) 換気設備排風機</td> <td>位置 サイトバンカ庫内 種類 コネクタ型</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備</td> <td>位置 サイトバンカ (イ) 排風機 種類 コネクタ型</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備（建屋）名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	備考	換気設備	1.使用済燃料冷却建屋換気設備	位置 使用済燃料冷却建屋 種類 軸流送風機	1台	放射線物質拡散防止機能	使用済燃料冷却建屋内を換気できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		(1)主冷池換気設備排風機	位置 使用済燃料冷却建屋 種類 軸流送風機	1台		フラスコ装置室内を換気できること。		(2)フラスコ装置室換気設備	位置 使用済燃料冷却建屋 種類 軸流送風機	1台		フラスコ装置室内に空気を送風できること。		a.フラスコ装置室換気設備排風機	位置 使用済燃料冷却建屋 種類 空調器	3台		放射性廃液処理建屋内を換気できること。		b.フラスコ装置室換気設備送風機	位置 放射性廃液処理建屋内 種類 遠心式	2台		固化処理建屋内を換気できること。		2.放射性廃液処理建屋換気設備	位置 放射性廃液処理建屋内 種類 遠心式	1台		同北処理建屋内に空気を送風できること。		(1)放射線汚染処理建屋排風機 (MF-2, F-3, F-4)	位置 同北処理建屋内 種類 遠心式	3台		貯蔵庫内を換気できること。		(2)同北処理建屋送風機	位置 同北処理建屋内 種類 遠心式	2台				3.同北処理建屋換気設備	位置 スプリング貯蔵庫上 種類 遠心式	1台				(1)同北処理建屋換気設備	位置 スプリング貯蔵庫上 種類 遠心式	3台				(2)燃料スリッパ貯蔵庫 (C-2) 及び燃料スリッパ貯蔵庫 (H-3) 換気設備排風機	位置 スプリング貯蔵庫上 種類 遠心式	2台				(3)燃料スリッパ貯蔵庫 (H-1, 2) 換気設備排風機	位置 サイトバンカ庫内 種類 コネクタ型	1台				5.サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備	位置 サイトバンカ (イ) 排風機 種類 コネクタ型	1台				<p>廃止措置工事の進捗に伴う性能維持施設の削除(サイトバンカ(ロ)換気設備排風機及びフィルタの削除)</p>
施設区分	設備（建屋）名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	備考																																																																																			
換気設備	1.使用済燃料冷却建屋換気設備	位置 使用済燃料冷却建屋 種類 軸流送風機	1台	放射線物質拡散防止機能	使用済燃料冷却建屋内を換気できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																																				
	(1)主冷池換気設備排風機	位置 使用済燃料冷却建屋 種類 軸流送風機	1台		フラスコ装置室内を換気できること。																																																																																					
	(2)フラスコ装置室換気設備	位置 使用済燃料冷却建屋 種類 軸流送風機	1台		フラスコ装置室内に空気を送風できること。																																																																																					
	a.フラスコ装置室換気設備排風機	位置 使用済燃料冷却建屋 種類 空調器	3台		放射性廃液処理建屋内を換気できること。																																																																																					
	b.フラスコ装置室換気設備送風機	位置 放射性廃液処理建屋内 種類 遠心式	2台		固化処理建屋内を換気できること。																																																																																					
	2.放射性廃液処理建屋換気設備	位置 放射性廃液処理建屋内 種類 遠心式	1台		同北処理建屋内に空気を送風できること。																																																																																					
	(1)放射線汚染処理建屋排風機 (MF-2, F-3, F-4)	位置 同北処理建屋内 種類 遠心式	3台		貯蔵庫内を換気できること。																																																																																					
	(2)同北処理建屋送風機	位置 同北処理建屋内 種類 遠心式	2台																																																																																							
	3.同北処理建屋換気設備	位置 スプリング貯蔵庫上 種類 遠心式	1台																																																																																							
	(1)同北処理建屋換気設備	位置 スプリング貯蔵庫上 種類 遠心式	3台																																																																																							
	(2)燃料スリッパ貯蔵庫 (C-2) 及び燃料スリッパ貯蔵庫 (H-3) 換気設備排風機	位置 スプリング貯蔵庫上 種類 遠心式	2台																																																																																							
	(3)燃料スリッパ貯蔵庫 (H-1, 2) 換気設備排風機	位置 サイトバンカ庫内 種類 コネクタ型	1台																																																																																							
	5.サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備	位置 サイトバンカ (イ) 排風機 種類 コネクタ型	1台																																																																																							

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考																														
	<p style="text-align: center;">表 6-2 性能維持施設（廃止措置を実施するために必要な主要施設）(3/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>位置、構造及び設備維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">換気設備</td> <td>6.放射線廃液処理建屋連絡通路[A]換気設備 (1)排風機</td> <td>位置 放射線廃液処理建屋内 種類 軸流送風機 1台</td> <td rowspan="10">放射線物質拡散防止機能</td> <td>通路内を換気できること。</td> <td rowspan="10">当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く。)を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.放射線廃液処理建屋連絡通路[B]換気設備 (1)排風機</td> <td>位置 放射線廃液処理建屋内 種類 軸流送風機 1台</td> <td>通路内を換気できること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.放射線廃液処理建屋連絡通路[C]換気設備 (1)排風機</td> <td>位置 放射線廃液処理建屋内 種類 軸流送風機 1台</td> <td>通路内を換気できること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9.ホットワークシヨップ建屋換気設備 (1)ホットワークシヨップ建屋排風機</td> <td>位置 ホットワークシヨップ建屋内 種類 遠心式 1台</td> <td>建屋内を換気できること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10.サーベイス建屋2階換気設備 (1)ホット系排気処理装置 (2)乾燥機系排気処理装置</td> <td>位置 サーベイス建屋内 種類 遠心式 1台 1台</td> <td>ホット系を換気できること。 乾燥機系を換気できること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間	備考	換気設備	6.放射線廃液処理建屋連絡通路[A]換気設備 (1)排風機	位置 放射線廃液処理建屋内 種類 軸流送風機 1台	放射線物質拡散防止機能	通路内を換気できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く。)を除去するまで		7.放射線廃液処理建屋連絡通路[B]換気設備 (1)排風機	位置 放射線廃液処理建屋内 種類 軸流送風機 1台	通路内を換気できること。		8.放射線廃液処理建屋連絡通路[C]換気設備 (1)排風機	位置 放射線廃液処理建屋内 種類 軸流送風機 1台	通路内を換気できること。		9.ホットワークシヨップ建屋換気設備 (1)ホットワークシヨップ建屋排風機	位置 ホットワークシヨップ建屋内 種類 遠心式 1台	建屋内を換気できること。		10.サーベイス建屋2階換気設備 (1)ホット系排気処理装置 (2)乾燥機系排気処理装置	位置 サーベイス建屋内 種類 遠心式 1台 1台	ホット系を換気できること。 乾燥機系を換気できること。		<p>廃止措置工事の進捗に伴う性能維持施設の削除(メンテナンスシャフト室換気設備排風機及びフィルタの削除)</p> <p>廃止措置工事の進捗に伴う性能維持施設の削除(固化処理建屋槽類換気設備排風機及びフィルタの削除)</p> <p>その他、東海第二発電所との共用施設について削除</p>
施設区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間	備考																										
換気設備	6.放射線廃液処理建屋連絡通路[A]換気設備 (1)排風機	位置 放射線廃液処理建屋内 種類 軸流送風機 1台	放射線物質拡散防止機能	通路内を換気できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く。)を除去するまで																											
	7.放射線廃液処理建屋連絡通路[B]換気設備 (1)排風機	位置 放射線廃液処理建屋内 種類 軸流送風機 1台		通路内を換気できること。																												
	8.放射線廃液処理建屋連絡通路[C]換気設備 (1)排風機	位置 放射線廃液処理建屋内 種類 軸流送風機 1台		通路内を換気できること。																												
	9.ホットワークシヨップ建屋換気設備 (1)ホットワークシヨップ建屋排風機	位置 ホットワークシヨップ建屋内 種類 遠心式 1台		建屋内を換気できること。																												
	10.サーベイス建屋2階換気設備 (1)ホット系排気処理装置 (2)乾燥機系排気処理装置	位置 サーベイス建屋内 種類 遠心式 1台 1台		ホット系を換気できること。 乾燥機系を換気できること。																												

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考																																																																																
	<p style="text-align: center;">表6-2 性能維持施設（廃止措置を実施するために必要な主要施設）（4/4）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備（建屋）名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">換気設備のフィルタ</td> <td>1.使用済燃料冷却池建屋換気設備 (1)主冷却池換気設備</td> <td>位置 使用済燃料冷却池建屋 種類 アフソリユニットフロ ルタ、工業用フィルター 1個</td> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td>使用済燃料冷却池建屋内の放射性粉じんを除去できること。</td> <td>当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)フラスコ表前室換気設備</td> <td>位置 使用済燃料冷却池建屋 種類 アフソリユニットフロ ルタ、工業用フィルター 1個</td> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td>フラスコ表前室内の放射性粉じんを除去できること。</td> <td>当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.放射性廃液処理建屋換気設備 (MP-F-3, F-4)</td> <td>位置 放射性廃液処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 3個</td> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td>放射性廃液処理建屋内の放射性粉じんを除去できること。</td> <td>当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.固化処理建屋換気設備</td> <td>位置 固化処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 2個</td> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td>固化処理建屋内の放射性粉じんを除去できること。</td> <td>当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備 (1)黒鉛スリープ貯蔵庫換気設備</td> <td>位置 黒鉛スリープ貯蔵庫上 種類 高性能粒子フィルター 2個</td> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td>貯蔵庫内の放射性粉じんを除去できること。</td> <td>当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-1, 2-3) 換気設備</td> <td>位置 スプリッタ貯蔵庫上 種類 高性能粒子フィルター 3個</td> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td>貯蔵庫内の放射性粉じんを除去できること。</td> <td>当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備</td> <td>位置 サイトバンカ建屋内 種類 ケンブリッジ型 1個</td> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td>バンカ内の放射性粉じんを除去できること。</td> <td>当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.放射性廃液処理建屋連絡通路[A]換気設備</td> <td>位置 放射性廃液処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 1個</td> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td>通路内の放射性粉じんを除去できること。</td> <td>当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.放射性廃液処理建屋連絡通路[B]換気設備</td> <td>位置 放射性廃液処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 1個</td> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td>通路内の放射性粉じんを除去できること。</td> <td>当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.放射性廃液処理建屋連絡通路[C]換気設備</td> <td>位置 放射性廃液処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 1個</td> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td>通路内の放射性粉じんを除去できること。</td> <td>当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9.ホットワークゾック建屋換気設備</td> <td>位置 ホットワークゾック建屋内 種類 高性能粒子フィルター 1個</td> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td>建屋内の放射性粉じんを除去できること。</td> <td>当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10.カービズ建屋2階換気設備</td> <td>位置 カービズ建屋内 種類 高性能粒子フィルター 2個</td> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td>ホット系、乾燥機系の放射性粉じんを除去できること。</td> <td>当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備（建屋）名称	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	備考	換気設備のフィルタ	1.使用済燃料冷却池建屋換気設備 (1)主冷却池換気設備	位置 使用済燃料冷却池建屋 種類 アフソリユニットフロ ルタ、工業用フィルター 1個	放射性粉じんを除去する機能	使用済燃料冷却池建屋内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		(2)フラスコ表前室換気設備	位置 使用済燃料冷却池建屋 種類 アフソリユニットフロ ルタ、工業用フィルター 1個	放射性粉じんを除去する機能	フラスコ表前室内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		2.放射性廃液処理建屋換気設備 (MP-F-3, F-4)	位置 放射性廃液処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 3個	放射性粉じんを除去する機能	放射性廃液処理建屋内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		3.固化処理建屋換気設備	位置 固化処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 2個	放射性粉じんを除去する機能	固化処理建屋内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		4.黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備 (1)黒鉛スリープ貯蔵庫換気設備	位置 黒鉛スリープ貯蔵庫上 種類 高性能粒子フィルター 2個	放射性粉じんを除去する機能	貯蔵庫内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		(2)燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-1, 2-3) 換気設備	位置 スプリッタ貯蔵庫上 種類 高性能粒子フィルター 3個	放射性粉じんを除去する機能	貯蔵庫内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		5.サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備	位置 サイトバンカ建屋内 種類 ケンブリッジ型 1個	放射性粉じんを除去する機能	バンカ内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		6.放射性廃液処理建屋連絡通路[A]換気設備	位置 放射性廃液処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 1個	放射性粉じんを除去する機能	通路内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		7.放射性廃液処理建屋連絡通路[B]換気設備	位置 放射性廃液処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 1個	放射性粉じんを除去する機能	通路内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		8.放射性廃液処理建屋連絡通路[C]換気設備	位置 放射性廃液処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 1個	放射性粉じんを除去する機能	通路内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		9.ホットワークゾック建屋換気設備	位置 ホットワークゾック建屋内 種類 高性能粒子フィルター 1個	放射性粉じんを除去する機能	建屋内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		10.カービズ建屋2階換気設備	位置 カービズ建屋内 種類 高性能粒子フィルター 2個	放射性粉じんを除去する機能	ホット系、乾燥機系の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで		
施設区分	設備（建屋）名称	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	備考																																																																												
換気設備のフィルタ	1.使用済燃料冷却池建屋換気設備 (1)主冷却池換気設備	位置 使用済燃料冷却池建屋 種類 アフソリユニットフロ ルタ、工業用フィルター 1個	放射性粉じんを除去する機能	使用済燃料冷却池建屋内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																													
	(2)フラスコ表前室換気設備	位置 使用済燃料冷却池建屋 種類 アフソリユニットフロ ルタ、工業用フィルター 1個	放射性粉じんを除去する機能	フラスコ表前室内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																													
	2.放射性廃液処理建屋換気設備 (MP-F-3, F-4)	位置 放射性廃液処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 3個	放射性粉じんを除去する機能	放射性廃液処理建屋内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																													
	3.固化処理建屋換気設備	位置 固化処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 2個	放射性粉じんを除去する機能	固化処理建屋内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																													
	4.黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備 (1)黒鉛スリープ貯蔵庫換気設備	位置 黒鉛スリープ貯蔵庫上 種類 高性能粒子フィルター 2個	放射性粉じんを除去する機能	貯蔵庫内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																													
	(2)燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-1, 2-3) 換気設備	位置 スプリッタ貯蔵庫上 種類 高性能粒子フィルター 3個	放射性粉じんを除去する機能	貯蔵庫内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																													
	5.サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備	位置 サイトバンカ建屋内 種類 ケンブリッジ型 1個	放射性粉じんを除去する機能	バンカ内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																													
	6.放射性廃液処理建屋連絡通路[A]換気設備	位置 放射性廃液処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 1個	放射性粉じんを除去する機能	通路内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																													
	7.放射性廃液処理建屋連絡通路[B]換気設備	位置 放射性廃液処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 1個	放射性粉じんを除去する機能	通路内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																													
	8.放射性廃液処理建屋連絡通路[C]換気設備	位置 放射性廃液処理建屋内 種類 高性能粒子フィルター 1個	放射性粉じんを除去する機能	通路内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																													
9.ホットワークゾック建屋換気設備	位置 ホットワークゾック建屋内 種類 高性能粒子フィルター 1個	放射性粉じんを除去する機能	建屋内の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																														
10.カービズ建屋2階換気設備	位置 カービズ建屋内 種類 高性能粒子フィルター 2個	放射性粉じんを除去する機能	ホット系、乾燥機系の放射性粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで																																																																														

注) 東海第二発電所の共用施設は、維持管理の対象から除く。

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p>七 <u>性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</u></p> <p><u>性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</u> は，表6-1及び表6-2に示すとおりである。</p> <p><u>表6-1及び表6-2に示す性能維持施設は，原子炉設置許可等を受けて設計・製作されたものであり，これを引き続き使用するため，その性能維持施設の仕様等として，設置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置，構造及び設備」欄に示すとともに，廃止措置段階において必要となる機能を「機能」欄に示す。</u></p> <p><u>この性能維持施設を維持管理し，使用することを前提としていることから，性能維持施設の性能は，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考に，廃止措置段階で求められる機能を維持管理するために必要となる状態を示す。</u></p> <p><u>廃止措置の進捗に応じて，表6-1及び表6-2に示す性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は，廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p>	<p>実用炉規則の改正に伴う変更(新規追加)</p>

注) 下線は，変更箇所を示すものである。下線は，変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>六</u> 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>「四 2 廃止措置対象施設及びその敷地の状況」に記したとおり，廃止措置対象施設から全ての燃料を搬出済みであり，廃止措置対象施設内には燃料は存在しない。また，今後も廃止措置対象施設内には燃料を持ち込まない。</p>	<p><u>八</u> 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>「四 2 廃止措置対象施設及びその敷地の状況」に記したとおり，廃止措置対象施設から全ての燃料を搬出済みであり，廃止措置対象施設内には燃料は存在しない。また，今後も廃止措置対象施設内には燃料を持ち込まない。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は，変更箇所を示すものである。下線は，変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の方法と手順</p> <p>汚染している施設の解体撤去は、廃止措置の基本方針に基づき、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するように、適切な解体撤去工法及び解体手順を策定して行う。</p> <p>核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の対象施設は、<u>表 7 - 1</u>に示す廃止措置対象施設であって、管理区域内の全ての施設である。</p> <p>東海発電所の汚染状況は図 4 - 3 に示すように原子炉領域には放射能レベルが比較的高い汚染がある。そこで、原子炉領域の設備・機器は安全貯蔵後、遠隔操作装置を用いて熱的切断装置又は機械的切断装置で切断等して、取り出すことで解体撤去する。原子炉領域以外の設備・機器については、工具等を用いて分解・取り外し、熱的切断装置もしくは機械的切断装置で切断又はブレーカ等で破砕等することにより、解体撤去する。汚染のある建屋・構築物については、はつり装置によるはつり等の方法で汚染を除去する。</p> <p>各工事は、作業区域の線量当量率や対象施設の汚染の程度に応じて次項に記す安全確保対策を講じた上で、<u>表 7 - 2</u>に示した核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法により、<u>図 7 - 1</u>に示した汚染の除去及び解体撤去の工事等の主要な手順に沿って実施する。</p>	<p><u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の方法と手順</p> <p>汚染している施設の解体撤去は、廃止措置の基本方針に基づき、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するように、適切な解体撤去工法及び解体手順を策定して行う。</p> <p>核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の対象施設は、<u>表 9 - 1</u>に示す廃止措置対象施設であって、管理区域内の全ての施設である。</p> <p>東海発電所の汚染状況は図 4 - 3 に示すように原子炉領域には放射能レベルが比較的高い汚染がある。そこで、原子炉領域の設備・機器は安全貯蔵後、遠隔操作装置を用いて熱的切断装置又は機械的切断装置で切断等して、取り出すことで解体撤去する。原子炉領域以外の設備・機器については、工具等を用いて分解・取り外し、熱的切断装置もしくは機械的切断装置で切断又はブレーカ等で破砕等することにより、解体撤去する。汚染のある建屋・構築物については、はつり装置によるはつり等の方法で汚染を除去する。</p> <p>各工事は、作業区域の線量当量率や対象施設の汚染の程度に応じて次項に記す安全確保対策を講じた上で、<u>表 9 - 2</u>に示した核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法により、<u>図 9 - 1</u>に示した汚染の除去及び解体撤去の工事等の主要な手順に沿って実施する。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前			変更後			備考
<p>表7-1 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の対象施設 (1/2)</p> <p>(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設</p>			<p>表9-1 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の対象施設 (1/2)</p> <p>(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設</p>			
建屋名称※1 (対象施設)	設備名称※1	備考	建屋名称※1 (対象施設)	設備名称※1	備考	
原子炉建屋	<原子炉室>	<ul style="list-style-type: none"> ・<炉内挿入物> (制御棒, 緊急時停止装置) ・原子炉本体 (黒鉛ブロック, 圧力容器) ・ガスダクト (生体遮へい体の内側) ・生体遮へい体 	管理区域	<原子炉室>	<ul style="list-style-type: none"> ・<炉内挿入物> (制御棒, 緊急時停止装置) ・原子炉本体 (黒鉛ブロック, 圧力容器) ・ガスダクト (生体遮へい体の内側) ・生体遮へい体 	管理区域
	<原子炉サービス建屋>	<ul style="list-style-type: none"> ・生体遮へい冷却空気排風機 ・制御棒駆動装置 ・核計測装置 ・蓄電池 (正常時, 非常時) ・地震検知装置 ・排気筒モニタ 		<原子炉サービス建屋>	<ul style="list-style-type: none"> ・生体遮へい冷却空気排風機 ・制御棒駆動装置 ・核計測装置 ・蓄電池 (正常時, 非常時) ・地震検知装置 ・排気筒モニタ 	
	<燃料取扱建屋>	<ul style="list-style-type: none"> ・破損燃料検出装置 ・冷却材清浄装置 ・核計測装置 ・地震検知装置 ・黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-1] ・固体廃棄物貯蔵庫 [E] ・燃料スワロー貯蔵庫 		<燃料取扱建屋>	<ul style="list-style-type: none"> ・破損燃料検出装置 ・冷却材清浄装置 ・核計測装置 ・地震検知装置 ・黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-1] ・固体廃棄物貯蔵庫 [E] ・燃料スワロー貯蔵庫 	
	<熱交換器建屋>	<ul style="list-style-type: none"> ・熱交換器 ・ガスダクト (生体遮へい体の外側) ・炭酸ガス循環機 ・排気筒 		<熱交換器建屋>	<ul style="list-style-type: none"> ・熱交換器 ・ガスダクト (生体遮へい体の外側) ・炭酸ガス循環機 ・排気筒 	
	使用済燃料冷却池建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却池 ・サイトバンカ (ロ) ・燃料スプリッタ貯蔵庫 ・黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-2] 		使用済燃料冷却池建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却池 ・サイトバンカ (ロ) ・燃料スプリッタ貯蔵庫 ・黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-2] 	
	放射性廃液処理建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料冷却水処理系 ・雑廃液処理系 ・洗濯廃液処理系 		放射性廃液処理建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料冷却水処理系 ・雑廃液処理系 ・洗濯廃液処理系 	
	固化処理建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸発固化装置 		固化処理建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸発固化装置 	
	サイトバンカ建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトバンカ (イ) 		サイトバンカ建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトバンカ (イ) 	
	燃料貯蔵倉庫	—		燃料貯蔵倉庫	—	
	ドラム貯蔵庫	—		ドラム貯蔵庫	—	
<p>※1 建屋名称及び設備名称の< >内の名称は, 解体届で用いた名称。</p>			<p>※1 建屋名称及び設備名称の< >内の名称は, 解体届で用いた名称。</p>			

注) 下線は, 変更箇所を示すものである。下線は, 変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前			変更後			備考																																																						
<p>表7-1 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の対象施設 (2/2)</p> <p>(2) その他の主要な施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋名称 (対象施設)</th> <th>主要設備名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉建屋</td> <td>原子炉室</td> <td>・燃料取替機トランスポータ</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱建屋</td> <td>・非常用炭酸ガス貯蔵タンク ・原子炉補機冷却水機器 ・燃料装填準備装置 ・燃料分離設備</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料冷却池建屋</td> <td>・スキップトランスポータ</td> <td rowspan="10">管理区域</td> </tr> <tr> <td>固化処理建屋</td> <td>・廃液受入設備 ・モルタル充填装置</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ建屋</td> <td>・クレーン</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵倉庫</td> <td>・ホイスト</td> </tr> <tr> <td>サービス建屋</td> <td>・洗濯設備</td> </tr> <tr> <td>ホットワークショップ建屋</td> <td>・クレーン</td> </tr> <tr> <td>空調機械建屋</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保修機材倉庫</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号補助ボイラ建屋</td> <td>・補助ボイラ</td> </tr> </tbody> </table>			建屋名称 (対象施設)	主要設備名称	備考		原子炉建屋	原子炉室	・燃料取替機トランスポータ	燃料取扱建屋	・非常用炭酸ガス貯蔵タンク ・原子炉補機冷却水機器 ・燃料装填準備装置 ・燃料分離設備	使用済燃料冷却池建屋	・スキップトランスポータ	管理区域	固化処理建屋	・廃液受入設備 ・モルタル充填装置	サイトバンカ建屋	・クレーン	燃料貯蔵倉庫	・ホイスト	サービス建屋	・洗濯設備	ホットワークショップ建屋	・クレーン	空調機械建屋	—	保修機材倉庫	—	第3号補助ボイラ建屋	・補助ボイラ	<p>表9-1 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の対象施設 (2/2)</p> <p>(2) その他の主要な施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋名称 (対象施設)</th> <th>主要設備名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉建屋</td> <td>原子炉室</td> <td>・燃料取替機トランスポータ</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱建屋</td> <td>・非常用炭酸ガス貯蔵タンク ・原子炉補機冷却水機器 ・燃料装填準備装置 ・燃料分離設備</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料冷却池建屋</td> <td>・スキップトランスポータ</td> <td rowspan="10">管理区域</td> </tr> <tr> <td>固化処理建屋</td> <td>・廃液受入設備 ・モルタル充填装置</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ建屋</td> <td>・クレーン</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵倉庫</td> <td>・ホイスト</td> </tr> <tr> <td>サービス建屋</td> <td>・洗濯設備</td> </tr> <tr> <td>ホットワークショップ建屋</td> <td>・クレーン</td> </tr> <tr> <td>空調機械建屋</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保修機材倉庫</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号補助ボイラ建屋</td> <td>・補助ボイラ</td> </tr> </tbody> </table>			建屋名称 (対象施設)	主要設備名称	備考	原子炉建屋	原子炉室	・燃料取替機トランスポータ	燃料取扱建屋	・非常用炭酸ガス貯蔵タンク ・原子炉補機冷却水機器 ・燃料装填準備装置 ・燃料分離設備	使用済燃料冷却池建屋	・スキップトランスポータ	管理区域	固化処理建屋	・廃液受入設備 ・モルタル充填装置	サイトバンカ建屋	・クレーン	燃料貯蔵倉庫	・ホイスト	サービス建屋	・洗濯設備	ホットワークショップ建屋	・クレーン	空調機械建屋	—	保修機材倉庫	—	第3号補助ボイラ建屋	・補助ボイラ
建屋名称 (対象施設)	主要設備名称	備考																																																										
原子炉建屋	原子炉室	・燃料取替機トランスポータ																																																										
	燃料取扱建屋	・非常用炭酸ガス貯蔵タンク ・原子炉補機冷却水機器 ・燃料装填準備装置 ・燃料分離設備																																																										
使用済燃料冷却池建屋	・スキップトランスポータ	管理区域																																																										
固化処理建屋	・廃液受入設備 ・モルタル充填装置																																																											
サイトバンカ建屋	・クレーン																																																											
燃料貯蔵倉庫	・ホイスト																																																											
サービス建屋	・洗濯設備																																																											
ホットワークショップ建屋	・クレーン																																																											
空調機械建屋	—																																																											
保修機材倉庫	—																																																											
第3号補助ボイラ建屋	・補助ボイラ																																																											
建屋名称 (対象施設)	主要設備名称		備考																																																									
原子炉建屋	原子炉室	・燃料取替機トランスポータ																																																										
	燃料取扱建屋	・非常用炭酸ガス貯蔵タンク ・原子炉補機冷却水機器 ・燃料装填準備装置 ・燃料分離設備																																																										
使用済燃料冷却池建屋	・スキップトランスポータ	管理区域																																																										
固化処理建屋	・廃液受入設備 ・モルタル充填装置																																																											
サイトバンカ建屋	・クレーン																																																											
燃料貯蔵倉庫	・ホイスト																																																											
サービス建屋	・洗濯設備																																																											
ホットワークショップ建屋	・クレーン																																																											
空調機械建屋	—																																																											
保修機材倉庫	—																																																											
第3号補助ボイラ建屋	・補助ボイラ																																																											

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表 7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (1/12)

変更前					変更後					備考				
工事件名	場所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	工事件名	場所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	
(1)原子炉領域全貯蔵措置	原子炉建屋	原子炉本体 生体遮へい体 ガスダクト (生体遮へい体の内側)	—	原子炉本体に接続されている弁等を閉止して原子炉領域全貯蔵範囲を安全貯蔵する。 原子炉本体に接続されている系統の全ての弁等(原子炉圧力容器スタンバイの閉止蓋、原子炉冷却系主ガス弁、原子炉冷却系主ガス弁のバイパス弁、破損燃料検出装置のサンプリングガス弁、原子炉エアバージ元弁及び原子炉計測系元弁)を全て閉止し、原子炉領域全貯蔵対象範囲を安全貯蔵する。 安全貯蔵期間中に、原子炉内の環境を把握するため、炉内の湿分を測定する。 原子炉内の汚染・放射化状況等をより精度良く把握するため、黒鉛ブロック等の炉内サンプル採取を必要に応じて実施する。	サンプル採取は、黒鉛ブロック等の炉内構造物のサンプル採取区域に、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じん等の区域外拡散を防止する。 サンプル採取は、遮へい付きのサンプル採取装置を用いて遠隔採取により被ばく低減を図る。 原子炉建屋、生体遮へい体、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。	原子炉領域全貯蔵範囲について約10年間の全貯蔵が完了すること。(平成23年3月)	(1)原子炉領域全貯蔵措置	原子炉建屋	原子炉本体 生体遮へい体 ガスダクト (生体遮へい体の内側)	—	原子炉本体に接続されている弁等を閉止して原子炉領域全貯蔵範囲を安全貯蔵する。 原子炉本体に接続されている系統の全ての弁等(原子炉圧力容器スタンバイの閉止蓋、原子炉冷却系主ガス弁、原子炉冷却系主ガス弁のバイパス弁、破損燃料検出装置のサンプリングガス弁、原子炉エアバージ元弁及び原子炉計測系元弁)を全て閉止し、原子炉領域全貯蔵対象範囲を安全貯蔵する。 安全貯蔵期間中に、原子炉内の環境を把握するため、炉内の湿分を測定する。 原子炉内の汚染・放射化状況等をより精度良く把握するため、黒鉛ブロック等の炉内サンプル採取を必要に応じて実施する。	サンプル採取は、黒鉛ブロック等の炉内構造物のサンプル採取区域に、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 サンプル採取は、遮へい付きのサンプル採取装置を用いて遠隔採取により被ばく低減を図る。 原子炉建屋、生体遮へい体、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。	原子炉領域全貯蔵範囲について約10年間の全貯蔵が完了すること。(平成23年3月)	

表 9-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (1/12)

本文追加に伴う番号の変更

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (2/12)

		変更前			変更後			備考
工事件名	場所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件		
(2)原子炉領域以外の解体撤去 a.燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事	燃料取扱建屋	<ul style="list-style-type: none"> <南側機器> <ul style="list-style-type: none"> 補助ボイラ燃料補機ポンプ 非常用炭酸ガス貯蔵タンク 原子炉補機冷却水機器 破損燃料検出装置 冷却材清浄装置 (原子炉冷却材乾燥器他) 非常用炭酸ガス系配管 核計測装置 (検出器を除く。) 保温材他 <北側機器> <ul style="list-style-type: none"> 補助ボイラ燃料補機ポンプ 保温材他 	—	燃料取扱建屋領域機器を解体撤去する。 <ul style="list-style-type: none"> 機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから実施する。 汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 	汚染機器の切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、放射性廃液処理建屋、ホットワークシヨツブ建屋等を維持管理する。 	燃料取扱建屋領域機器の解体を完了すること。(燃料分離設備及び燃料装填準備装置を除く。)		

表9-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (2/12)

		変更前			変更後			備考
工事件名	場所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件		
(2)原子炉領域以外の解体撤去 a.燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事	燃料取扱建屋	<ul style="list-style-type: none"> <南側機器> <ul style="list-style-type: none"> 補助ボイラ燃料補機ポンプ 非常用炭酸ガス貯蔵タンク 原子炉補機冷却水機器 破損燃料検出装置 冷却材清浄装置 (原子炉冷却材乾燥器他) 非常用炭酸ガス系配管 核計測装置 (検出器を除く。) 保温材他 <北側機器> <ul style="list-style-type: none"> 補助ボイラ燃料補機ポンプ 保温材他 	—	燃料取扱建屋領域機器を解体撤去する。 <ul style="list-style-type: none"> 機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから実施する。 汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 	汚染機器の切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、放射性廃液処理建屋、ホットワークシヨツブ建屋等を維持管理する。 	燃料取扱建屋領域機器の解体を完了すること。(燃料分離設備及び燃料装填準備装置を除く。)		

本文追加に伴う番号の変更

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表 7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (3 / 1 2)

変更前						変更後						備考
工事件名	場 所	対象機器	着手要件	工事概要	完了要件	工事件名	場 所	対象機器	着手要件	工事概要	完了要件	
b. 燃料取替機等解体撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉室 原子炉サーピス建屋 ホットワークシヨツブ建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替機トランスポータ 	—	燃料取替機トランスポータを解体撤去する。 ・燃料取替機トランスポータは、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替機トランスポータの切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じん等の区域外拡散を防止する。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、生体遮へい体、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替機トランスポータの解体を完了すること。 	燃料取替機トランスポータを解体撤去する。 ・燃料取替機トランスポータは、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替機トランスポータの切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、生体遮へい体、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替機トランスポータの解体を完了すること。 			
<p>表 9-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (3 / 1 2)</p>												
工事件名	場 所	対象機器	着手要件	工事概要	完了要件	工事件名	場 所	対象機器	着手要件	工事概要	完了要件	
b. 燃料取替機等解体撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉室 原子炉サーピス建屋 ホットワークシヨツブ建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替機トランスポータ 	—	燃料取替機トランスポータを解体撤去する。 ・燃料取替機トランスポータは、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替機トランスポータの切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、生体遮へい体、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替機トランスポータの解体を完了すること。 	燃料取替機トランスポータを解体撤去する。 ・燃料取替機トランスポータは、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替機トランスポータの切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、生体遮へい体、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替機トランスポータの解体を完了すること。 			
<p>本文追加に伴う番号の変更</p>												

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表 7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (4/12)

変更前					変更後					備考
工事件名 c. 熱交換器等解体撤去工事	場 所 ・熱交換器建屋 ・ホットフックシヨップ建屋	対象機器 ・熱交換器 ・ガスダクト（生体遮へい体の外側） ・炭酸ガス循環機 ・配管、タンク、ポンプ、保温材他	着手要件 —	工事概要 熱交換器及び熱交換器建屋の機器を解体撤去する。 ・熱交換器以外の機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取り外しを行い、必要に応じて容器へ収納する等の汚染拡散防止措置を講じて撤去する。 ・熱交換器は、汚染拡大防止圏内にて、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、必要に応じて容器へ収納する等の汚染拡散防止措置を講じて撤去する。 ・ホットフックシヨップ建屋に解体撤去物を除染するための除染装置（プラスト等）を導入する。	安全確保対策 ・汚染機器の切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止圏いを設け、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 ・熱交換器の切断作業区域に、汚染拡大防止圏いを設け、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 ・放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋、生体遮へい体、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。	完了要件 ・熱交換器、ガスダクトの一部及び熱交換器の周辺機器の解体を完了すること。				
工事件名 c. 熱交換器等解体撤去工事	場 所 ・熱交換器建屋 ・ホットフックシヨップ建屋	対象機器 ・熱交換器 ・ガスダクト（生体遮へい体の外側） ・炭酸ガス循環機 ・配管、タンク、ポンプ、保温材他	着手要件 —	工事概要 熱交換器及び熱交換器建屋の機器を解体撤去する。 ・熱交換器以外の機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取り外しを行い、必要に応じて容器へ収納する等の汚染拡散防止措置を講じて撤去する。 ・熱交換器は、汚染拡大防止圏内にて、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、必要に応じて容器へ収納する等の汚染拡散防止措置を講じて撤去する。 ・ホットフックシヨップ建屋に解体撤去物を除染するための除染装置（プラスト等）を導入する。	安全確保対策 ・汚染機器の切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止圏いを設け、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 ・熱交換器の切断作業区域に、汚染拡大防止圏いを設け、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 ・放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋、生体遮へい体、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。	完了要件 ・熱交換器、ガスダクトの一部及び熱交換器の周辺機器の解体を完了すること。				本文追加に伴う番号の変更

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表 7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (5/12)

		変更前				変更後			
工事件名	場所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件			
d. 解体撤去物等搬出準備工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉室 燃料取扱建屋 使用済燃料冷却池建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料分離設備 燃料装填準備装置 燃料取扱器具類 スキップトランスポータ 燃料取扱建屋内の間仕切り壁 使用済燃料冷却池建屋の間仕切り壁・床他 	—	<p>解体撤去物等搬出装置を導入するエリアを確保するために、燃料取扱建屋等の機器を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体する場合、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから実施する。 汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 解体撤去物の搬出ルートを確認するための燃料取扱建屋及び使用済燃料冷却池建屋の間仕切り壁・床等の汚染されたコンクリートの解体撤去は、ブレーカ・はつり装置等により破砕・はつり等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 解体撤去物を搬出するために、解体撤去物等搬出装置（細断装置、搬送装置、コンクリート・モルタル混練装置、廃棄体検査装置等で構成）を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染機器の切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 汚染されたコンクリートは、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、生体遮へい体、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去物等搬出装置の導入エリアが確保されること。 			

表 9-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (5/12)

		変更前				変更後			
工事件名	場所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件			
d. 解体撤去物等搬出準備工事	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉室 燃料取扱建屋 使用済燃料冷却池建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料分離設備 燃料装填準備装置 燃料取扱器具類 スキップトランスポータ 燃料取扱建屋内の間仕切り壁 使用済燃料冷却池建屋の間仕切り壁・床他 	—	<p>解体撤去物等搬出装置を導入するエリアを確保するために、燃料取扱建屋等の機器を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体する場合、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから実施する。 汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 解体撤去物の搬出ルートを確認するための燃料取扱建屋及び使用済燃料冷却池建屋の間仕切り壁・床等の汚染されたコンクリートの解体撤去は、ブレーカ・はつり装置等により破砕・はつり等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 解体撤去物を搬出するために、解体撤去物等搬出装置（細断装置、搬送装置、コンクリート・モルタル混練装置、廃棄体検査装置等で構成）を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染機器の切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 汚染されたコンクリートは、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、生体遮へい体、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去物等搬出装置の導入エリアが確保されること。 			
							<p>本文追加に伴う番号の変更</p>		

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (6 / 1 2)

		変更前			変更後			備考
工事件名 e. 原子炉サ 域解体準 備工事	場所	原子炉サ ービス建 屋	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	
	対象機器	・生体遮へい 冷却空気排 風機フィル タ室間仕切 り壁 ・粒子フィル タ他	－	放射能粒子の拡散を防止する高性能粒子フイ ルタ装置を導入するエリアを確保するために、粒 子フィルタ等の必要な解体撤去工事を行う。 ・既存の生体遮へい冷却空気排風機フィルタ室を 拡張するため、間仕切り壁を撤去する。汚染さ れたコンクリートの解体撤去は、ブレーカ等に より破碎し、必要に応じて容器に収納する等の 汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 ・工具等を用いて粒子フィルタの取り外しを行 い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散 防止措置を講じて搬送する。 ・高性能粒子フィルタ装置を導入する。	・汚染されたコンクリートは、汚 染拡大防止囲いを設置し、局所 排風機、局所フィルタ等により 放射性粉じんの区域外拡散を 防止する。 ・放射線防護上必要な場合は、保 護マスク等の着用により放射性 粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋、放射性廃棄物処理 設備、放射線管理設備、換気設 備等を維持管理する。	・高性能粒子フ ィルタ装置の 導入エリアが 確保されるこ と。		
工事件名 f. 原子炉サ ービス建 屋領域機 器解体撤 去工事	場所	原子炉サ ービス建 屋	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	
	対象機器	・制御棒駆動 装置 ・核計測装置 他	－	原子炉サービス建屋領域機器を解体撤去する。 ・機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚 染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、 機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体す る場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない 措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置 により気中にて切断、もしくは、工具等を用い た取り外しを行い、必要に応じて容器に収納す る等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	・汚染機器の切断作業区域に、放 射線防護上必要な場合は、汚染 拡大防止囲いを設置し、局所排 風機、局所フィルタ等により放 射性粉じんの区域外拡散を防止 する。 ・放射線防護上必要な場合は、保 護マスク等の着用により放射性 粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋、放射性廃棄物処理 設備、放射線管理設備、換気設 備、放射性廃液処理建屋等を維 持管理する。	・原子炉サービ ス建屋領域 の機器の解 体を完了す ること。		

表9-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (6 / 1 2)

		変更前			変更後			備考
工事件名 e. 原子炉サ 域解体準 備工事	場所	原子炉サ ービス建 屋	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	
	対象機器	・生体遮へい 冷却空気排 風機フィル タ室間仕切 り壁 ・粒子フィル タ他	－	放射能粒子の拡散を防止する高性能粒子フイ ルタ装置を導入するエリアを確保するために、粒 子フィルタ等の必要な解体撤去工事を行う。 ・既存の生体遮へい冷却空気排風機フィルタ室を 拡張するため、間仕切り壁を撤去する。汚染さ れたコンクリートの解体撤去は、ブレーカ等に より破碎し、必要に応じて容器に収納する等の 汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 ・工具等を用いて粒子フィルタの取り外しを行 い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散 防止措置を講じて搬送する。 ・高性能粒子フィルタ装置を導入する。	・汚染されたコンクリートは、汚 染拡大防止囲いを設置し、局所 排風機、局所フィルタ等により 放射性粉じんの区域外拡散を 防止する。 ・放射線防護上必要な場合は、保 護マスク等の着用により放射性 粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋、放射性廃棄物処理 設備、放射線管理設備、換気設 備等を維持管理する。	・高性能粒子フ ィルタ装置の 導入エリアが 確保されるこ と。		
工事件名 f. 原子炉サ ービス建 屋領域機 器解体撤 去工事	場所	原子炉サ ービス建 屋	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	
	対象機器	・制御棒駆動 装置 ・核計測装置 他	－	原子炉サービス建屋領域機器を解体撤去する。 ・機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚 染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、 機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体す る場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない 措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置 により気中にて切断、もしくは、工具等を用い た取り外しを行い、必要に応じて容器に収納す る等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	・汚染機器の切断作業区域に、放 射線防護上必要な場合は、汚染 拡大防止囲いを設置し、局所排 風機、局所フィルタ等により放 射性粉じんの区域外拡散を防止 する。 ・放射線防護上必要な場合は、保 護マスク等の着用により放射性 粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋、放射性廃棄物処理 設備、放射線管理設備、換気設 備、放射性廃液処理建屋等を維 持管理する。	・原子炉サービ ス建屋領域 の機器の解 体を完了す ること。		

本文追加に
伴う番号の
変更

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表 7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (7/12)

変更前					変更後					備考
<p>工事件名</p> <p>g. 各建屋附帯設備等解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <p>・各建屋</p>	<p>対象機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備(排気設備を含む。) ・補助ボイラ ・地震検知装置 ・蓄電池 ・排気筒モニタ ・ホイス ・クレーン ・電源線、ケーブル他 	<p>着手要件</p> <p>—</p>	<p>工事概要</p> <p>各建屋附帯設備等の機器を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 	<p>安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染機器の切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 ・放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃液処理建屋、固化処理建屋、サービズ建屋、ホットワークシヨップ建屋等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各建屋内の附帯設備の解体を完了すること。 				
<p>工事件名</p> <p>g. 各建屋附帯設備等解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <p>・各建屋</p>	<p>対象機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備(排気設備を含む。) ・補助ボイラ ・地震検知装置 ・蓄電池 ・排気筒モニタ ・ホイス ・クレーン ・電源線、ケーブル他 	<p>着手要件</p> <p>—</p>	<p>工事概要</p> <p>各建屋附帯設備等の機器を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 	<p>安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染機器の切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 ・放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃液処理建屋、固化処理建屋、サービズ建屋、ホットワークシヨップ建屋等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各建屋内の附帯設備の解体を完了すること。 				

表 9-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (7/12)

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表 7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (8/12)

変更前					変更後					備考				
工事件名	場所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	工事件名	場所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件	
③原子炉領域解体撤去 a. 炉内挿入物取出撤去工事	原子炉室	炉内挿入物 (制御棒、緊急時停止装置他)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域安全貯蔵措置を完了すること。 解体撤去物等搬出装置を導入すること。(ただし、炉内挿入物取出装置設置期間は除く。) 高性能粒子フィルタ装置を導入すること。(ただし、炉内挿入物取出装置設置期間は除く。) 燃料取扱替機等解体撤去工事を完了すること。 	原子炉領域の炉内挿入物を取り出し撤去する。 <ul style="list-style-type: none"> 運転床に遠隔操作の炉内挿入物取出装置を導入する。 炉内挿入物取出装置を用いて、炉内挿入物を取り出し、運転床領域に導入された解体撤去物等搬出装置にて、必要に応じて熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業区域に、汚染拡大防止囲いを設営し、局所排風機、局所フィルタ等により放射能じんんの区域外拡散を防止する。 遠隔操作装置、遮へいを用いて被ばく低減を図る。 炉内挿入物取出装置の把持部には落下防止策を講じる。 解体撤去物等搬出装置には、リミッタ等の衝突防止対策を講じる。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射能じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃棄物処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 炉内挿入物取り出しを完了すること。 	③原子炉領域解体撤去 a. 炉内挿入物取出撤去工事	原子炉室	炉内挿入物 (制御棒、緊急時停止装置他)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域安全貯蔵措置を完了すること。 解体撤去物等搬出装置を導入すること。(ただし、炉内挿入物取出装置設置期間は除く。) 高性能粒子フィルタ装置を導入すること。(ただし、炉内挿入物取出装置設置期間は除く。) 燃料取扱替機等解体撤去工事を完了すること。 	原子炉領域の炉内挿入物を取り出し撤去する。 <ul style="list-style-type: none"> 運転床に遠隔操作の炉内挿入物取出装置を導入する。 炉内挿入物取出装置を用いて、炉内挿入物を取り出し、運転床領域に導入された解体撤去物等搬出装置にて、必要に応じて熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業区域に、汚染拡大防止囲いを設営し、局所排風機、局所フィルタ等により放射能じんんの区域外拡散を防止する。 遠隔操作装置、遮へいを用いて被ばく低減を図る。 炉内挿入物取出装置の把持部には落下防止策を講じる。 解体撤去物等搬出装置には、リミッタ等の衝突防止対策を講じる。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射能じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃棄物処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 炉内挿入物取り出しを完了すること。 	本文追加に伴う番号の変更

表 9-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (8/12)

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表 7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (9 / 1 2)

		変更前				変更後				備考
工事件名	場 所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件				
b.原子炉本体等解体撤去工事	原子炉室	<ul style="list-style-type: none"> ガスダクト (生体遮へい体の内側) 黒鉛ブロック 圧力容器他 	<ul style="list-style-type: none"> 炉内挿入物取出撤去工事を完了すること。 	<p>原子炉領域の原子炉本体の黒鉛ブロックを取出し、圧力容器等を切断取り出して撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠隔操作装置を導入するため原子炉本体上部の上部生体遮へい体を解体撤去して、遮へい機能を備えた遠隔操作装置操作床を導入する。 黒鉛ブロックは、遠隔操作装置に黒鉛ブロック把持装置を取り付けて、運転床領域に取り出し、容器に収納して解体撤去物等搬出装置に搬送し、機械的切断装置 (バンドソー切断等) にて細断して、容器に収納して搬送する。 圧力容器等は、遠隔操作装置に切断装置を取り付けて、熱的切断装置 (プラズマアーキ切断等) 又は機械的切断装置により気中にて切断撤去し、容器に収納して解体撤去物等搬出装置に搬送し、必要に応じて熱的切断装置又は機械的切断装置にて細断して、容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業区域に、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 放射線レベルの高い区域では、遠隔操作装置、遮へいを用いて被ばく低減を図る。 黒鉛ブロック把持装置及び切断装置の把持部に落下防止対策を講じる。 解体撤去物等搬出装置には、リミッタ等の衝突防止対策を講じる。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体等の解体を完了すること。 				

表 9-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (9 / 1 2)

		変更前				変更後				備考
工事件名	場 所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件				
b.原子炉本体等解体撤去工事	原子炉室	<ul style="list-style-type: none"> ガスダクト (生体遮へい体の内側) 黒鉛ブロック 圧力容器他 	<ul style="list-style-type: none"> 炉内挿入物取出撤去工事を完了すること。 	<p>原子炉領域の原子炉本体の黒鉛ブロックを取出し、圧力容器等を切断取り出して撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠隔操作装置を導入するため原子炉本体上部の上部生体遮へい体を解体撤去して、遮へい機能を備えた遠隔操作装置操作床を導入する。 黒鉛ブロックは、遠隔操作装置に黒鉛ブロック把持装置を取り付けて、運転床領域に取り出し、容器に収納して解体撤去物等搬出装置に搬送し、機械的切断装置 (バンドソー切断等) にて細断して、容器に収納して搬送する。 圧力容器等は、遠隔操作装置に切断装置を取り付けて、熱的切断装置 (プラズマアーキ切断等) 又は機械的切断装置により気中にて切断撤去し、容器に収納して解体撤去物等搬出装置に搬送し、必要に応じて熱的切断装置又は機械的切断装置にて細断して、容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業区域に、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 放射線レベルの高い区域では、遠隔操作装置、遮へいを用いて被ばく低減を図る。 黒鉛ブロック把持装置及び切断装置の把持部に落下防止対策を講じる。 解体撤去物等搬出装置には、リミッタ等の衝突防止対策を講じる。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体等の解体を完了すること。 				

本文追加に伴う番号の変更

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (10/12)

					変更前					
工事件名	場所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件				
c. 生体遮蔽体解体撤去工事	原子炉室	生体遮蔽体	原子炉本体解体撤去工事を完了すること。	原子炉領域の生体遮蔽体解体撤去する。 ・生体遮蔽体コンクリートは、機械的切断装置(湿式ワイヤソー切断)等により切断撤去し、容器に収納して解体撤去物等搬出装置に搬送し、必要に応じて破砕して、容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 ・湿式ワイヤソー切断に伴い発生した廃液は、放射性廃液処理装置(加圧式ろ過処理等)を導入して、放射性液体廃棄物として処理する。 ・放射性廃液処理装置により発生する固体状のスラッジ等は、放射性固体廃棄物として処理する。	・作業区域に、汚染拡大防止囲いを設営し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 ・放射線レベルの高い区域では、遮蔽を用いて被ばく低減を図る。 ・解体撤去物等搬出装置には、リミッタ等の衝突防止対策を講じる。 ・放射性廃液処理装置設置区域には、せき又は溢水防止設備等を設置して汚染拡大防止を図る。 ・放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。	・生体遮蔽体の解体を完了すること。				

表9-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (10/12)

					変更後					
工事件名	場所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件				
c. 生体遮蔽体解体撤去工事	原子炉室	生体遮蔽体	原子炉本体解体撤去工事を完了すること。	原子炉領域の生体遮蔽体解体撤去する。 ・生体遮蔽体コンクリートは、機械的切断装置(湿式ワイヤソー切断)等により切断撤去し、容器に収納して解体撤去物等搬出装置に搬送し、必要に応じて破砕して、容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 ・湿式ワイヤソー切断に伴い発生した廃液は、放射性廃液処理装置(加圧式ろ過処理等)を導入して、放射性液体廃棄物として処理する。 ・放射性廃液処理装置により発生する固体状のスラッジ等は、放射性固体廃棄物として処理する。	・作業区域に、汚染拡大防止囲いを設営し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 ・放射線レベルの高い区域では、遮蔽を用いて被ばく低減を図る。 ・解体撤去物等搬出装置には、リミッタ等の衝突防止対策を講じる。 ・放射性廃液処理装置設置区域には、せき又は溢水防止設備等を設置して汚染拡大防止を図る。 ・放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。	・生体遮蔽体の解体を完了すること。				

本文追加に伴う番号の変更

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (11/12)

変更前					変更後					備考
工事件名	場所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件				
(4)建屋等解体撤去 a. 原子炉建屋換気設備解体撤去工事	原子炉サービズ建屋	生体遮へい冷却空気排風機他	原子炉領域解体撤去を完了すること。	原子炉建屋換気設備の機器を解体撤去する。 機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから実施する。 汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、必要に応じて等を用いた取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	汚染機器の切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんを区域外拡散を防止する。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。	原子炉建屋換気設備の解体を完了すること。				
b. 放射性廃棄物処理設備解体撤去工事	使用済燃料冷却池建屋 放射性廃液処理建屋 固化処理建屋 サービズ建屋 ドラム貯蔵庫	使用済燃料冷却水処理系 雑廃液処理系 洗滌廃液処理系 蒸発固化装置 廃液受入設備 モルタル充填装置 洗滌設備他	原子炉領域解体撤去工事完了すること。 原子炉領域以外の解体撤去を完了すること。	放射性廃棄物処理設備等の機器を解体撤去する。 放射性廃棄物処理設備等の解体撤去に当たっては、小型可搬式の廃棄物処理装置を導入する。 汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	汚染機器の切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物貯蔵設備、換気設備、放射線管理設備、放射性廃液処理建屋、固化処理建屋、サービズ建屋、ドラム貯蔵庫等を維持管理する。	放射性廃棄物処理設備等の機器の解体を完了すること。				

表9-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (11/12)

変更前					変更後					備考
工事件名	場所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件				
(4)建屋等解体撤去 a. 原子炉建屋換気設備解体撤去工事	原子炉サービズ建屋	生体遮へい冷却空気排風機他	原子炉領域解体撤去を完了すること。	原子炉建屋換気設備の機器を解体撤去する。 機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから実施する。 汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、必要に応じて等を用いた取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	汚染機器の切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんを区域外拡散を防止する。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、放射性廃液処理建屋等を維持管理する。	原子炉建屋換気設備の解体を完了すること。				
b. 放射性廃棄物処理設備解体撤去工事	使用済燃料冷却池建屋 放射性廃液処理建屋 固化処理建屋 サービズ建屋 ドラム貯蔵庫	使用済燃料冷却水処理系 雑廃液処理系 洗滌廃液処理系 蒸発固化装置 廃液受入設備 モルタル充填装置 洗滌設備他	原子炉領域解体撤去工事完了すること。 原子炉領域以外の解体撤去を完了すること。	放射性廃棄物処理設備等の機器を解体撤去する。 放射性廃棄物処理設備等の解体撤去に当たっては、小型可搬式の廃棄物処理装置を導入する。 汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	汚染機器の切断作業区域に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物貯蔵設備、換気設備、放射線管理設備、放射性廃液処理建屋、固化処理建屋、サービズ建屋、ドラム貯蔵庫等を維持管理する。	放射性廃棄物処理設備等の機器の解体を完了すること。				

本文追加に伴う番号の変更

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 (12/12)

		変更前				変更後				備考
工事件名 c. 管理区域 解除工事	場 所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件				
	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 使用済燃料冷却池建屋 放射性廃液処理建屋 固化処理建屋 サイトバンカ建屋 燃料貯蔵倉庫 サービス建屋 ドラム貯蔵庫 ホットワークショップ建屋 空調機械建屋 保修機材倉庫 第3号補助ボイラ建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 各建屋の汚染されたコンクリート等 (黒鉛スリープ貯蔵庫 [C-1], 固体廃棄物貯蔵庫 [E], 燃料スワロー貯蔵庫, 冷却池, サイトバンカ (イ), サイトバンカ (ロ), 燃料スプリング貯蔵庫, 黒鉛スリープ貯蔵庫 [C-2], 排気筒を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> 各建屋内の解体撤去工事を完了すること。 	<p>各建屋に残った汚染されたコンクリート等の汚染を除去して、すべての管理区域を解除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染されたコンクリート等は、はつり装置によるはつり等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 汚染の除去を行った後、汚染の状況を確認 (経済産業大臣の定める管理区域の設定基準を超えないこと及び放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして経済産業省令で定める基準を超えないことの確認) した上で管理区域を解除する。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染されたコンクリート等は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物貯蔵設備、放射線管理設備、放射性廃液処理建屋、固化処理建屋、ドラム貯蔵庫、サービス建屋、ホットワークショップ建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の解除が完了すること。 				
工事件名 c. 管理区域 解除工事	場 所	対象機器	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件				
	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 使用済燃料冷却池建屋 放射性廃液処理建屋 固化処理建屋 サイトバンカ建屋 燃料貯蔵倉庫 サービス建屋 ドラム貯蔵庫 ホットワークショップ建屋 空調機械建屋 保修機材倉庫 第3号補助ボイラ建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 各建屋の汚染されたコンクリート等 (黒鉛スリープ貯蔵庫 [C-1], 固体廃棄物貯蔵庫 [E], 燃料スワロー貯蔵庫, 冷却池, サイトバンカ (イ), サイトバンカ (ロ), 燃料スプリング貯蔵庫, 黒鉛スリープ貯蔵庫 [C-2], 排気筒を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> 各建屋内の解体撤去工事を完了すること。 	<p>各建屋に残った汚染されたコンクリート等の汚染を除去して、すべての管理区域を解除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染されたコンクリート等は、はつり装置によるはつり等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 汚染の除去を行った後、汚染の状況を確認 (経済産業大臣の定める管理区域の設定基準を超えないこと及び放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして経済産業省令で定める基準を超えないことの確認) した上で管理区域を解除する。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染されたコンクリート等は、汚染拡大防止囲いを設置し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 放射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物貯蔵設備、放射線管理設備、放射性廃液処理建屋、固化処理建屋、ドラム貯蔵庫、サービス建屋、ホットワークショップ建屋等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の解除が完了すること。 				

本文追加に伴う番号の変更

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
		<p>備考</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p>

図7-1 汚染の除去及び解体撤去の工事等の主要な手順

図9-1 汚染の除去及び解体撤去の工事等の主要な手順

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>八</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p> <p>1 放射性気体廃棄物</p> <p>放射性気体廃棄物は、廃止措置の基本方針に基づき、法令及び告示に基づいて適切に処理を行って管理放出する。</p> <p>1. 1 放射性気体廃棄物の種類</p> <p>原子炉の運転中及び既に実施済の解体工事で発生した放射性気体廃棄物は全て処分済みである。</p> <p>廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物は、放射化金属の切断、黒鉛ブロックの切断、汚染金属の切断、放射化コンクリートの切断、汚染コンクリートの表面はつり及び原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理に伴う放射性粉じんである。なお、廃止措置対象施設から全ての燃料が搬出されているため、放射性よう素及び放射性希ガスは発生しない。</p> <p>1. 2 放射性気体廃棄物の処理処分の方法</p> <p>放射性気体廃棄物の処理フローを<u>図8-1</u>に示す。</p> <p>廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物については、<u>表7-2</u>に示した核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法に基づき、汚染拡大防止囲いを用い、局所フィルタ等を通した後、既設建屋換気系を経由して排気筒又は排気口から大気へ放出する。なお、安全貯蔵期間終了後においては、原子炉建屋換気系に高性能粒子フィルタ装置を導入して、放射性気体廃棄物の放出量を低減させる。</p> <p>既設の建屋換気系が設置されていない場合及び建屋換気系を解体撤去する場合には、必要に応じて汚染拡大防止囲いを用い、局所フィルタ等を通した後、大気へ放出する。</p>	<p><u>十</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p> <p>1 放射性気体廃棄物</p> <p>放射性気体廃棄物は、廃止措置の基本方針に基づき、法令及び告示に基づいて適切に処理を行って管理放出する。</p> <p>1. 1 放射性気体廃棄物の種類</p> <p>原子炉の運転中及び既に実施済の解体工事で発生した放射性気体廃棄物は全て処分済みである。</p> <p>廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物は、放射化金属の切断、黒鉛ブロックの切断、汚染金属の切断、放射化コンクリートの切断、汚染コンクリートの表面はつり及び原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理に伴う放射性粉じんである。なお、廃止措置対象施設から全ての燃料が搬出されているため、放射性よう素及び放射性希ガスは発生しない。</p> <p>1. 2 放射性気体廃棄物の処理処分の方法</p> <p>放射性気体廃棄物の処理フローを<u>図10-1</u>に示す。</p> <p>廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物については、<u>表9-2</u>に示した核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法に基づき、汚染拡大防止囲いを用い、局所フィルタ等を通した後、既設建屋換気系を経由して排気筒又は排気口から大気へ放出する。なお、安全貯蔵期間終了後においては、原子炉建屋換気系に高性能粒子フィルタ装置を導入して、放射性気体廃棄物の放出量を低減させる。</p> <p>既設の建屋換気系が設置されていない場合及び建屋換気系を解体撤去する場合には、必要に応じて汚染拡大防止囲いを用い、局所フィルタ等を通した後、大気へ放出する。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>1. 3 放射性気体廃棄物の推定放出量</p> <p>廃止措置期間中の放射性気体廃棄物の推定放出量を表 8-1 に示す。</p> <p>1. 4 放射性気体廃棄物の放出管理</p> <p>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気筒及び排気口等において、粒子状放射性物質濃度を測定監視し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>放射性気体廃棄物の放出管理は、廃止措置工事に伴って発生すると想定される放射性気体廃棄物の放出による一般公衆への影響評価結果を踏まえ、日常的に測定管理可能な観点から、γ線放出核種(Co-60 及び Cs-137)を対象として行う。廃止措置期間中においては、表 8-1 に示す放出管理目標値(合計)を超えないように努める。</p>	<p>1. 3 放射性気体廃棄物の推定放出量</p> <p>廃止措置期間中の放射性気体廃棄物の推定放出量を表 10-1 に示す。</p> <p>1. 4 放射性気体廃棄物の放出管理</p> <p>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気筒及び排気口等において、粒子状放射性物質濃度を測定監視し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>放射性気体廃棄物の放出管理は、廃止措置工事に伴って発生すると想定される放射性気体廃棄物の放出による一般公衆への影響評価結果を踏まえ、日常的に測定管理可能な観点から、γ線放出核種(Co-60 及び Cs-137)を対象として行う。廃止措置期間中においては、表 10-1 に示す放出管理目標値(合計)を超えないように努める。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2. 2 放射性液体廃棄物の処理処分の方法</p> <p>放射性液体廃棄物の処理フローを<u>図 8 - 2</u>に示す。</p> <p>生体遮へい体解体撤去工事に伴い発生する放射化コンクリートの湿式切断に伴う廃液は，放射性廃液処理装置でろ過処理及び中和処理をした後，洗濯廃液処理系で処理し，処理後の廃液は，放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を超えないことを確認して，放水口から海洋に放出する。</p> <p>また，ろ過処理により発生する固体状のスラッジは，解体撤去物等搬出装置で固体状物質として処理する。</p> <p>管理区域内作業で使用した防護服等の洗濯に伴い発生する洗濯廃液等は洗濯廃液処理系で，また，保護マスク，靴等の洗浄に伴い発生する洗浄水及び機器ドレン等は雑廃液処理系で処理し，処理後の廃液は，放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を超えないことを確認して，放水口から海洋に放出する。</p> <p>2. 3 放射性液体廃棄物の推定放出量</p> <p>廃止措置期間中の放射性液体廃棄物の最大年間推定放出量を<u>表 8 - 2</u>に示す。</p>	<p>2. 2 放射性液体廃棄物の処理処分の方法</p> <p>放射性液体廃棄物の処理フローを<u>図 10 - 2</u>に示す。</p> <p>生体遮へい体解体撤去工事に伴い発生する放射化コンクリートの湿式切断に伴う廃液は，放射性廃液処理装置でろ過処理及び中和処理をした後，洗濯廃液処理系で処理し，処理後の廃液は，放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を超えないことを確認して，放水口から海洋に放出する。</p> <p>また，ろ過処理により発生する固体状のスラッジは，解体撤去物等搬出装置で固体状物質として処理する。</p> <p>管理区域内作業で使用した防護服等の洗濯に伴い発生する洗濯廃液等は洗濯廃液処理系で，また，保護マスク，靴等の洗浄に伴い発生する洗浄水及び機器ドレン等は雑廃液処理系で処理し，処理後の廃液は，放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を超えないことを確認して，放水口から海洋に放出する。</p> <p>2. 3 放射性液体廃棄物の推定放出量</p> <p>廃止措置期間中の放射性液体廃棄物の最大年間推定放出量を<u>表 10 - 2</u>に示す。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は，変更箇所を示すものである。下線は，変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2. 4 放射性液体廃棄物の放出管理</p> <p>放射性液体廃棄物の放出に当たっては、ディレイタンクに一時貯留した後、放射性物質の濃度を測定し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>放射性液体廃棄物の放出管理は、廃止措置工事に伴って発生すると想定される放射性液体廃棄物の放出による一般公衆への影響評価結果を踏まえ、日常的に測定管理可能な観点から、γ線放出核種（Co-60, Cs-137, Eu-152 及び Eu-154）を対象として行う。廃止措置期間中においては、<u>表 8 - 2</u>に示す年間放出管理目標値（合計）を超えないように努める。</p>	<p>2. 4 放射性液体廃棄物の放出管理</p> <p>放射性液体廃棄物の放出に当たっては、ディレイタンクに一時貯留した後、放射性物質の濃度を測定し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>放射性液体廃棄物の放出管理は、廃止措置工事に伴って発生すると想定される放射性液体廃棄物の放出による一般公衆への影響評価結果を踏まえ、日常的に測定管理可能な観点から、γ線放出核種（Co-60, Cs-137, Eu-152 及び Eu-154）を対象として行う。廃止措置期間中においては、<u>表 10 - 2</u>に示す年間放出管理目標値（合計）を超えないように努める。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>3. 2 核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理処分の方法</p> <p>(1) 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物</p> <p>原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物は、その性状及び汚染レベルに応じて、放射能レベルの比較的高い低レベル放射性廃棄物(余裕深度処分対象。以下「L1」という。)又は放射能レベルの比較的低い低レベル放射性廃棄物(ピット処分対象。以下「L2」という。)として、以下のとおり処理する。原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理フローを<u>図8-3</u>に示す。</p> <p>雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備(東海第二発電所と共用)で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>不燃性の雑固体廃棄物(黒鉛スリーブ、使用済燃料スプリッタ、制御棒、チャージシュート等含む。)のうちL1に相当するものは、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に封入する。L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備(東海第二発電所と共用)で処理し、ドラム缶に固型化するか、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に固型化する。</p> <p>放射性液体廃棄物の処理の結果発生した蒸発固化体は、セメント混練固化装置(東海第二発電所と共用)でドラム缶に固化する。</p> <p>放射性液体廃棄物の処理の結果発生した使用済砂及び樹脂は、スラッジ貯蔵タンクから取り出した後、セメント混練固化装置でドラム缶に固化する。</p>	<p>3. 2 核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理処分の方法</p> <p>(1) 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物</p> <p>原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物は、その性状及び汚染レベルに応じて、放射能レベルの比較的高い低レベル放射性廃棄物(余裕深度処分対象。以下「L1」という。)又は放射能レベルの比較的低い低レベル放射性廃棄物(ピット処分対象。以下「L2」という。)として、以下のとおり処理する。原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理フローを<u>図10-3</u>に示す。</p> <p>雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備(東海第二発電所と共用)で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>不燃性の雑固体廃棄物(黒鉛スリーブ、使用済燃料スプリッタ、制御棒、チャージシュート等含む。)のうちL1に相当するものは、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に封入する。L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備(東海第二発電所と共用)で処理し、ドラム缶に固型化するか、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に固型化する。</p> <p>放射性液体廃棄物の処理の結果発生した蒸発固化体は、セメント混練固化装置(東海第二発電所と共用)でドラム缶に固化する。</p> <p>放射性液体廃棄物の処理の結果発生した使用済砂及び樹脂は、スラッジ貯蔵タンクから取り出した後、セメント混練固化装置でドラム缶に固化する。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(2) 既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質</p> <p>既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質は、ドラム缶又は鉄箱から取り出した後、その性状及び汚染レベルに応じて区分し、以下のとおり処理する。既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フローを<u>図 8 - 4</u>に示す。</p> <p>雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。</p> <p>放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供することとする。</p> <p>L 2 に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶に固型化するか、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に固型化する。</p> <p>放射性液体廃棄物の処理の結果発生した蒸発固化体は、セメント混練固化装置でドラム缶に固化する。</p>	<p>(2) 既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質</p> <p>既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質は、ドラム缶又は鉄箱から取り出した後、その性状及び汚染レベルに応じて区分し、以下のとおり処理する。既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フローを<u>図 1 0 - 4</u>に示す。</p> <p>雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。</p> <p>放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供することとする。</p> <p>L 2 に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶に固型化するか、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に固型化する。</p> <p>放射性液体廃棄物の処理の結果発生した蒸発固化体は、セメント混練固化装置でドラム缶に固化する。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(3) 廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質</p> <p>廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質は、その性状及び汚染レベルに応じて分別管理して、以下のとおり処理する。廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フローを <u>図 8 - 5</u> に示す。</p> <p>L 1 に相当するものは、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に封入する。</p> <p>雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。</p> <p>放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供することとする。</p> <p>L 2 (固体状のスラッジを含む。) に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶に固型化するか、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に固型化する。</p>	<p>(3) 廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質</p> <p>廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質は、その性状及び汚染レベルに応じて分別管理して、以下のとおり処理する。廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フローを <u>図 10 - 5</u> に示す。</p> <p>L 1 に相当するものは、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に封入する。</p> <p>雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。</p> <p>放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供することとする。</p> <p>L 2 (固体状のスラッジを含む。) に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶に固型化するか、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に固型化する。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

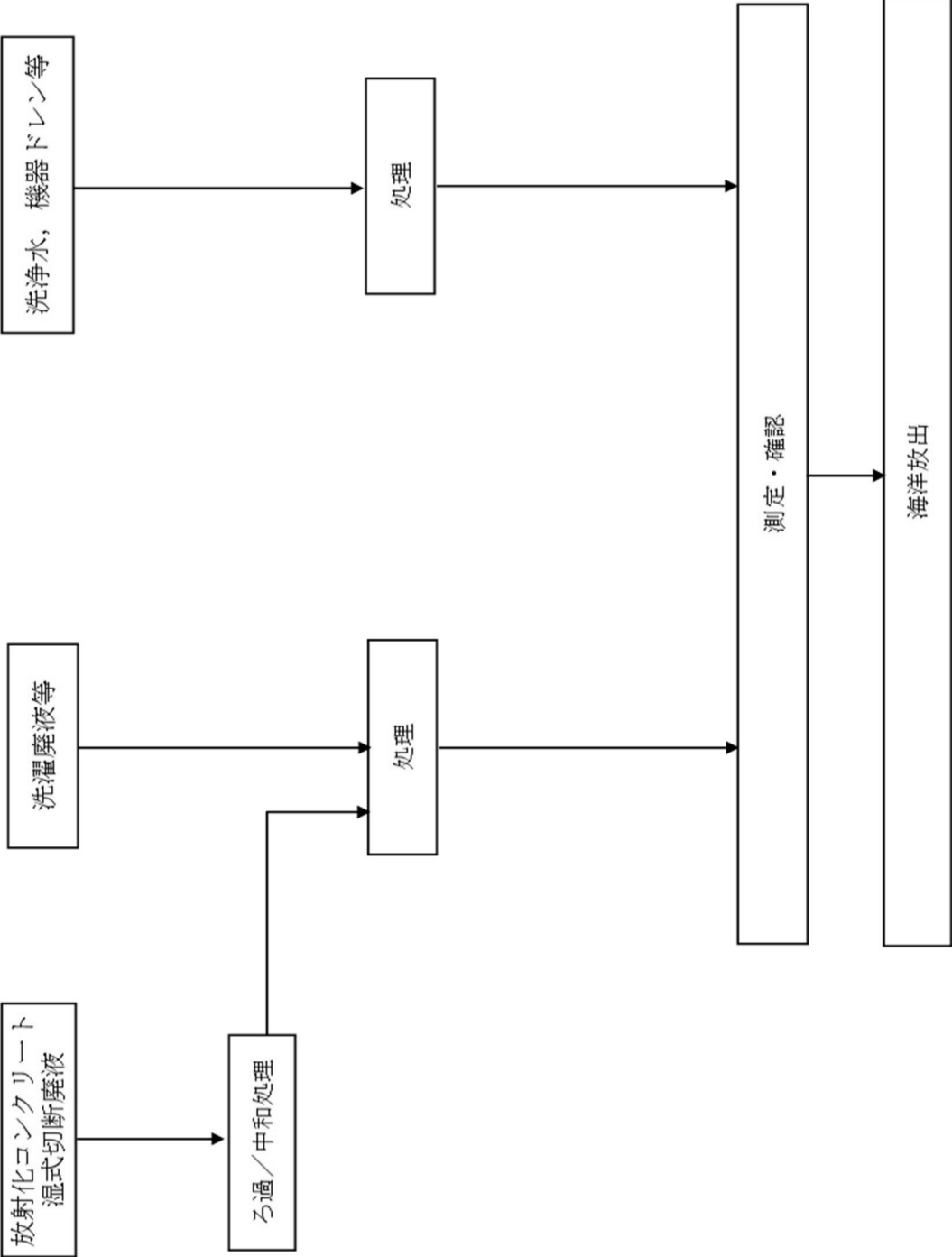
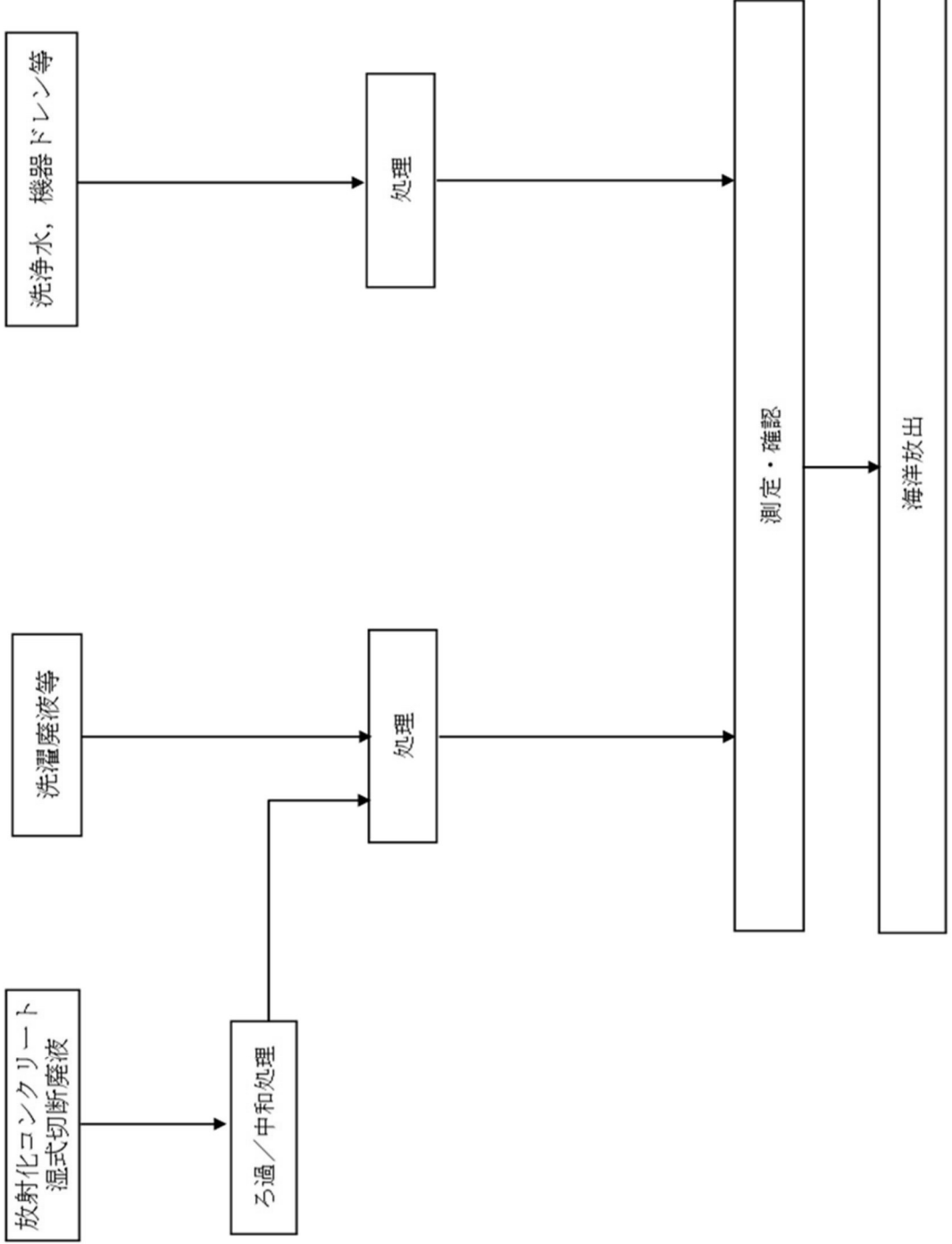
東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>廃止措置期間を通して放射性固体廃棄物の保管量は、ドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫の保管容量を超えないように管理する。安全貯蔵期間終了時におけるドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管量の推定量評価結果を<u>表 8 - 3</u>に示す。</p> <p>放射性固体廃棄物は、廃止措置期間終了までに廃棄事業者の廃棄施設に廃棄するものとし、原子炉領域解体撤去工程前までに廃棄先を確定する。原子炉領域解体撤去工程前に廃棄先を確定できない場合は、原子炉領域解体撤去工程に着手せず、安全貯蔵期間を延長するよう、廃止措置計画を変更することとする。</p> <p>3. 3 核燃料物質によって汚染された固体状物質の推定発生量</p> <p>核燃料物質によって汚染された固体状物質の既保管量及び今後の推定発生量を<u>表 8 - 4</u>に示す。</p> <p>4 管理の方法</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に処理するために、既存の建屋、構築物及び換気施設を維持管理する。必要に応じて、汚染拡大防止囲い、局所排風機、局所フィルタ及び局所排気装置等を導入する。放射性気体廃棄物の放出管理を行うため、排気筒及び排気口等において粒子状放射性物質濃度を測定するとともに、測定に必要な放出管理用計測器を維持管理する。</p>	<p>廃止措置期間を通して放射性固体廃棄物の保管量は、ドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫の保管容量を超えないように管理する。安全貯蔵期間終了時におけるドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管量の推定量評価結果を<u>表 1 0 - 3</u>に示す。</p> <p>放射性固体廃棄物は、廃止措置期間終了までに廃棄事業者の廃棄施設に廃棄するものとし、原子炉領域解体撤去工程前までに廃棄先を確定する。原子炉領域解体撤去工程前に廃棄先を確定できない場合は、原子炉領域解体撤去工程に着手せず、安全貯蔵期間を延長するよう、廃止措置計画を変更することとする。</p> <p>3. 3 核燃料物質によって汚染された固体状物質の推定発生量</p> <p>核燃料物質によって汚染された固体状物質の既保管量及び今後の推定発生量を<u>表 1 0 - 4</u>に示す。</p> <p>4 管理の方法</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に処理するために、既存の建屋、構築物及び換気施設を維持管理する。必要に応じて、汚染拡大防止囲い、局所排風機、局所フィルタ及び局所排気装置等を導入する。放射性気体廃棄物の放出管理を行うため、排気筒及び排気口等において粒子状放射性物質濃度を測定するとともに、測定に必要な放出管理用計測器を維持管理する。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>(a) 原子炉建屋内での汚染機器等の解体</p> <p>(b) その他の建屋内での汚染機器等の解体</p> <p>※ 既設の建屋換気系が設置されているのは、使用済燃料冷却池建屋(フィルタ、排風機が屋外設置型)、放射性廃液処理建屋、固化処理建屋、サービス建屋及びホットワークショップ建屋である。</p> <p>図8-1 放射性気体廃棄物の処理フロー</p>	<p>(a) 原子炉建屋内での汚染機器等の解体</p> <p>(b) その他の建屋内での汚染機器等の解体</p> <p>※ 既設の建屋換気系が設置されているのは、使用済燃料冷却池建屋(フィルタ、排風機が屋外設置型)、放射性廃液処理建屋、固化処理建屋、サービス建屋及びホットワークショップ建屋である。</p> <p>図10-1 放射性気体廃棄物の処理フロー</p>	<p>備考</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
 <p style="text-align: center;">図 8-2 放射性液体廃棄物の処理フロー</p>	 <p style="text-align: center;">図 10-2 放射性液体廃棄物の処理フロー</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">異固体廃棄物 (黒鉛スリーブ, 使用済燃料スプリアッタ, 制御棒, チャージシュート等含む。)</p> <p style="text-align: center;">図 8-3 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理フロー</p>	<p style="text-align: center;">異固体廃棄物 (黒鉛スリーブ, 使用済燃料スプリアッタ, 制御棒, チャージシュート等含む。)</p> <p style="text-align: center;">図 10-3 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理フロー</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>図 8-4 既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フロー</p>	<p>図 10-4 既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フロー</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
		<p>図10-5 廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フロー</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p>

図8-5 廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フロー

図10-5 廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フロー

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前		変更後		備考																																												
<p>表 8 - 1 放射性気体廃棄物の推定放出量</p> <p>(単位 : Bq)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射性核種</th> <th>廃止措置期間中における推定放出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Co-60</td> <td>1.1×10^{10}</td> </tr> <tr> <td>Cs-137</td> <td>3.6×10^8</td> </tr> <tr> <td>放出管理目標値 (合計)</td> <td>1.1×10^{10}</td> </tr> </tbody> </table>		放射性核種	廃止措置期間中における推定放出量	Co-60	1.1×10^{10}	Cs-137	3.6×10^8	放出管理目標値 (合計)	1.1×10^{10}	<p>表 1 0 - 1 放射性気体廃棄物の推定放出量</p> <p>(単位 : Bq)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射性核種</th> <th>廃止措置期間中における推定放出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Co-60</td> <td>1.1×10^{10}</td> </tr> <tr> <td>Cs-137</td> <td>3.6×10^8</td> </tr> <tr> <td>放出管理目標値 (合計)</td> <td>1.1×10^{10}</td> </tr> </tbody> </table>		放射性核種	廃止措置期間中における推定放出量	Co-60	1.1×10^{10}	Cs-137	3.6×10^8	放出管理目標値 (合計)	1.1×10^{10}	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>																												
放射性核種	廃止措置期間中における推定放出量																																															
Co-60	1.1×10^{10}																																															
Cs-137	3.6×10^8																																															
放出管理目標値 (合計)	1.1×10^{10}																																															
放射性核種	廃止措置期間中における推定放出量																																															
Co-60	1.1×10^{10}																																															
Cs-137	3.6×10^8																																															
放出管理目標値 (合計)	1.1×10^{10}																																															
<p>表 8 - 2 放射性液体廃棄物の最大年間推定放出量</p> <p>(単位 : Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射性核種</th> <th>廃止措置期間中における最大年間推定放出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H-3</td> <td>3.8×10^{11}</td> </tr> <tr> <td>C-14</td> <td>6.5×10^7</td> </tr> <tr> <td>Fe-55</td> <td>2.1×10^7</td> </tr> <tr> <td>Co-60</td> <td>9.4×10^6</td> </tr> <tr> <td>Cs-137</td> <td>2.9×10^6</td> </tr> <tr> <td>Eu-152</td> <td>2.0×10^7</td> </tr> <tr> <td>Eu-154</td> <td>1.2×10^6</td> </tr> <tr> <td>Pu-241</td> <td>1.9×10^6</td> </tr> <tr> <td>全 α</td> <td>1.6×10^5</td> </tr> <tr> <td>放出管理目標値 (合計) ※</td> <td>3.4×10^7</td> </tr> </tbody> </table>		放射性核種	廃止措置期間中における最大年間推定放出量	H-3	3.8×10^{11}	C-14	6.5×10^7	Fe-55	2.1×10^7	Co-60	9.4×10^6	Cs-137	2.9×10^6	Eu-152	2.0×10^7	Eu-154	1.2×10^6	Pu-241	1.9×10^6	全 α	1.6×10^5	放出管理目標値 (合計) ※	3.4×10^7	<p>表 1 0 - 2 放射性液体廃棄物の最大年間推定放出量</p> <p>(単位 : Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射性核種</th> <th>廃止措置期間中における最大年間推定放出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H-3</td> <td>3.8×10^{11}</td> </tr> <tr> <td>C-14</td> <td>6.5×10^7</td> </tr> <tr> <td>Fe-55</td> <td>2.1×10^7</td> </tr> <tr> <td>Co-60</td> <td>9.4×10^6</td> </tr> <tr> <td>Cs-137</td> <td>2.9×10^6</td> </tr> <tr> <td>Eu-152</td> <td>2.0×10^7</td> </tr> <tr> <td>Eu-154</td> <td>1.2×10^6</td> </tr> <tr> <td>Pu-241</td> <td>1.9×10^6</td> </tr> <tr> <td>全 α</td> <td>1.6×10^5</td> </tr> <tr> <td>放出管理目標値 (合計) ※</td> <td>3.4×10^7</td> </tr> </tbody> </table>		放射性核種	廃止措置期間中における最大年間推定放出量	H-3	3.8×10^{11}	C-14	6.5×10^7	Fe-55	2.1×10^7	Co-60	9.4×10^6	Cs-137	2.9×10^6	Eu-152	2.0×10^7	Eu-154	1.2×10^6	Pu-241	1.9×10^6	全 α	1.6×10^5	放出管理目標値 (合計) ※	3.4×10^7	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>
放射性核種	廃止措置期間中における最大年間推定放出量																																															
H-3	3.8×10^{11}																																															
C-14	6.5×10^7																																															
Fe-55	2.1×10^7																																															
Co-60	9.4×10^6																																															
Cs-137	2.9×10^6																																															
Eu-152	2.0×10^7																																															
Eu-154	1.2×10^6																																															
Pu-241	1.9×10^6																																															
全 α	1.6×10^5																																															
放出管理目標値 (合計) ※	3.4×10^7																																															
放射性核種	廃止措置期間中における最大年間推定放出量																																															
H-3	3.8×10^{11}																																															
C-14	6.5×10^7																																															
Fe-55	2.1×10^7																																															
Co-60	9.4×10^6																																															
Cs-137	2.9×10^6																																															
Eu-152	2.0×10^7																																															
Eu-154	1.2×10^6																																															
Pu-241	1.9×10^6																																															
全 α	1.6×10^5																																															
放出管理目標値 (合計) ※	3.4×10^7																																															
<p>※ γ 線放出核種 (Co-60, Cs-137, Eu-152, Eu-154) の合計とする</p>		<p>※ γ 線放出核種 (Co-60, Cs-137, Eu-152, Eu-154) の合計とする</p>																																														

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前		変更後		備考
(単位：本※1)				
表 8-3 安全貯蔵期間終了時におけるドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管量の推定量				
安全貯蔵期間終了時における ドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫推定保管量				
ドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管量		47,400		
内 訳				
1. 東海発電所分		28,400		
2. 東海第二発電所分		19,000		
ドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管容量※2		74,600		
※1 単位は、200Lドラム缶換算の場合の本数 ※2 保管容量は、ドラム貯蔵庫(1,600本)、固体廃棄物貯蔵庫A(25,000本)、B(48,000本)の合計値				
(単位：本※1)				
表 10-3 安全貯蔵期間終了時におけるドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管量の推定量				
安全貯蔵期間終了時における ドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫推定保管量				
ドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管量		47,400		
内 訳				
1. 東海発電所分		28,400		
2. 東海第二発電所分		19,000		
ドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管容量※2		74,600		
※1 単位は、200Lドラム缶換算の場合の本数 ※2 保管容量は、ドラム貯蔵庫(1,600本)、固体廃棄物貯蔵庫A(25,000本)、B(48,000本)の合計値				
				本文追加に伴う番号の変更

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前					変更後					備考	
表 8 - 4 核燃料物質によって汚染された固体状物質の既保管量及び 今後の推定発生量 (単位：トン)					表 10 - 4 核燃料物質によって汚染された固体状物質の既保管量及び 今後の推定発生量 (単位：トン)						本文追加に 伴う番号の 変更
放射能レベル区分		既保管量(付随含む)		今後の 推定発生量	合計*	放射能レベル区分		既保管量(付随含む)		今後の 推定発生量	
		原子炉の運転中に 発生した放射性 固体廃棄物	既に実施済の解 体工事で発生し た核燃料物質に よって汚染され た固体状物質	廃止措置期間中 に発生する核燃 料物質によって 汚染された固体 状物質				原子炉の運転中に 発生した放射性 固体廃棄物	既に実施済の解 体工事で発生し た核燃料物質に よって汚染され た固体状物質	廃止措置期間中 に発生する核燃 料物質によって 汚染された固体 状物質	
低レベル 放射 性 廃 棄 物	放射能レベルの 比較的高いもの (L 1)	30	0	1,540	約 1,600	低レベル 放射 性 廃 棄 物	放射能レベルの 比較的高いもの (L 1)	30	0	1,540	約 1,600
	放射能レベルの 比較的低いもの (L 2)	3,980	380 [370]	10,360 [8,580]	約 14,800 [約 13,000]		放射能レベルの 比較的低いもの (L 2)	3,980	380 [370]	10,360 [8,580]	約 14,800 [約 13,000]
	放射能レベルの 極めて低いもの (L 3)	—	240 [10]	12,380 [12,220]	約 12,700 [約 12,300]		放射能レベルの 極めて低いもの (L 3)	—	240 [10]	12,380 [12,220]	約 12,700 [約 12,300]
放射性物質として扱う必要 のない物		—	1,170 [1,410]	37,690 [39,640]	約 38,900 [約 41,100]	放射性物質として扱う必要 のない物		—	1,170 [1,410]	37,690 [39,640]	約 38,900 [約 41,100]
合 計 *		約 4,100	約 1,800	約 62,000	約 67,800	合 計 *		約 4,100	約 1,800	約 62,000	約 67,800
(評価条件：原子炉停止 13 年後基準)					(評価条件：原子炉停止 13 年後基準)						
注) [] は、解体後除染処理後の物量を示す。 なお、今後の推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。 1. 放射能レベル区分値については、以下のとおり。 ・ L 1 の区分値の上限値は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第 31 条第 2 項に定める放射能濃度 ・ L 1 と L 2 の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度 ・ L 2 と L 3 の区分値は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第 31 条第 1 項に定める「固体状の物で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の 10 分の 1 の濃度 ・ 放射性物質として扱う必要のない物の区分値は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 61 条の 2 第 4 項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第 2 条に定める放射能濃度 2. 廃止措置期間中に発生する「放射性廃棄物でない廃棄物」の量は約 128,700 トンである。 ※ 合計値については、百トン単位で切り上げ（端数処理のため合計値が一致しないことがある。）					注) [] は、解体後除染処理後の物量を示す。 なお、今後の推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。 1. 放射能レベル区分値については、以下のとおり。 ・ L 1 の区分値の上限値は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第 31 条第 2 項に定める放射能濃度 ・ L 1 と L 2 の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度 ・ L 2 と L 3 の区分値は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第 31 条第 1 項に定める「固体状の物で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の 10 分の 1 の濃度 ・ 放射性物質として扱う必要のない物の区分値は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 61 条の 2 第 4 項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第 2 条に定める放射能濃度 2. 廃止措置期間中に発生する「放射性廃棄物でない廃棄物」の量は約 128,700 トンである。 ※ 合計値については、百トン単位で切り上げ（端数処理のため合計値が一致しないことがある。）						

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>九</u> 廃止措置の工程</p> <p>東海発電所の廃止措置は、平成 17 年法律第 44 号（平成 17 年 5 月 20 日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正により、この廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、2030 年度までに終了する。廃止措置工程を<u>表 9-1</u>に示す。</p> <p>なお、廃止措置は長期にわたるものであるため、<u>表 9-1</u>の工程表の終了時期以外の時間軸については、<u>図 7-1</u>に記載した工事の順序を遵守して、2～3年の幅で管理しつつ工事を実施していく。</p>	<p><u>十一</u> 廃止措置の工程</p> <p>東海発電所の廃止措置は、平成 17 年法律第 44 号（平成 17 年 5 月 20 日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正により、この廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、2030 年度までに終了する。廃止措置工程を<u>表 11-1</u>に示す。</p> <p>なお、廃止措置は長期にわたるものであるため、<u>表 11-1</u>の工程表の終了時期以外の時間軸については、<u>図 9-1</u>に記載した工事の順序を遵守して、2～3年の幅で管理しつつ工事を実施していく。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p> <p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p>十二 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>廃止措置期間中における東海発電所の安全を達成・維持・向上させるため、東海発電所設置変更許可申請本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、健全な安全文化を育成し、及び維持するための活動を行う仕組みを含めた、廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し、保安規定の品質マネジメントシステム計画に定めている。</u></p> <p><u>保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づき、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを保安規定及び品質保証規程並びにそれらに基づく下部規程により明確にし、これらを効果的に運用することにより、廃止措置期間中における東海発電所の安全の達成、維持及び向上を図る。</u></p>	<p>実用炉規則の改正に伴う変更(新規追加)</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>2. 1. 1 放射性気体廃棄物に起因する実効線量</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の発生源</p> <p>廃止措置工事は「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」, 「七 核燃料物質による汚染の除去」及び「八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画である。それら工事によって発生する放射性気体廃棄物としては、下記の作業に伴う放射性粉じんを想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射化金属の切断 ・ 黒鉛ブロックの切断 ・ 汚染金属の切断 ・ 放射化コンクリート（生体遮へい体）の切断 ・ 汚染コンクリートの表面はつり ・ 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理 <p>(2) 評価対象核種</p> <p>評価対象核種は、線量評価指針と同様の考え方にに基づき、線量評価結果に対する寄与の大きい主要核種を選定する。具体的には、ハンドブックの考え方を参考に、放射性気体廃棄物に含まれる 55 核種のうち、評価被ばく経路における線量評価に対して寄与の大きい核種から選定する。⁽¹⁾</p> <p>以上のことから、放射性気体廃棄物に含まれる核種のうち、評価被ばく経路における線量評価に対する寄与割合が 90%以上となる Co-60 を評価対象核種として選定する。</p>	<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>2. 1. 1 放射性気体廃棄物に起因する実効線量</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の発生源</p> <p>廃止措置工事は「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」, 「九 核燃料物質による汚染の除去」及び「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画である。それら工事によって発生する放射性気体廃棄物としては、下記の作業に伴う放射性粉じんを想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射化金属の切断 ・ 黒鉛ブロックの切断 ・ 汚染金属の切断 ・ 放射化コンクリート（生体遮へい体）の切断 ・ 汚染コンクリートの表面はつり ・ 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理 <p>(2) 評価対象核種</p> <p>評価対象核種は、線量評価指針と同様の考え方にに基づき、線量評価結果に対する寄与の大きい主要核種を選定する。具体的には、ハンドブックの考え方を参考に、放射性気体廃棄物に含まれる 55 核種のうち、評価被ばく経路における線量評価に対して寄与の大きい核種から選定する。⁽¹⁾</p> <p>以上のことから、放射性気体廃棄物に含まれる核種のうち、評価被ばく経路における線量評価に対する寄与割合が 90%以上となる Co-60 を評価対象核種として選定する。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2. 1. 1 放射性気体廃棄物に起因する実効線量</p> <p>(3) 環境放出量評価</p> <p>c. 汚染拡大防止囲い内及び建屋のフィルタの捕集効率</p> <p>「七 核燃料物質による汚染の除去」に示されているように、生体遮へい体冷却空気排風機の粒子フィルタを高性能粒子フィルタへ変更した後、炉内構造物等の原子炉領域機器を解体撤去する計画である。また、既設の建屋換気系は工事工程に応じて維持され、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃液処理建屋及び固化処理建屋での機器解体工事においては、建屋フィルタにて気体廃棄物を処理した後に放出される。それら廃止措置の計画に基づく、各工事における換気設備の建屋フィルタの捕集効率は、表3-1-5に示すとおりとする。</p> <p>なお、汚染拡大防止囲い設置時の汚染拡大防止囲い内局所フィルタの捕集効率については表3-1-6に示すとおりとする。</p> <p>d. 大気への放出方法</p> <p>各工事で発生した放射性気体廃棄物の大気への放出方法を表3-1-5に示す。原子炉建屋内（燃料取扱建屋領域、原子炉サービス建屋領域を除く。）での工事に伴う放出は排気筒より、それ以外の工事については各建屋排気口より行う。</p>	<p>2. 1. 1 放射性気体廃棄物に起因する実効線量</p> <p>(3) 環境放出量評価</p> <p>c. 汚染拡大防止囲い内及び建屋のフィルタの捕集効率</p> <p>「九 核燃料物質による汚染の除去」に示されているように、生体遮へい体冷却空気排風機の粒子フィルタを高性能粒子フィルタへ変更した後、炉内構造物等の原子炉領域機器を解体撤去する計画である。また、既設の建屋換気系は工事工程に応じて維持され、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃液処理建屋及び固化処理建屋での機器解体工事においては、建屋フィルタにて気体廃棄物を処理した後に放出される。それら廃止措置の計画に基づく、各工事における換気設備の建屋フィルタの捕集効率は、表3-1-5に示すとおりとする。</p> <p>なお、汚染拡大防止囲い設置時の汚染拡大防止囲い内局所フィルタの捕集効率については表3-1-6に示すとおりとする。</p> <p>d. 大気への放出方法</p> <p>各工事で発生した放射性気体廃棄物の大気への放出方法を表3-1-5に示す。原子炉建屋内（燃料取扱建屋領域、原子炉サービス建屋領域を除く。）での工事に伴う放出は排気筒より、それ以外の工事については各建屋排気口より行う。<u>なお、排気筒の実効線量の評価においては保守的に放出位置を地上と仮定する。</u></p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p> <p>排気筒短尺化に伴う評価位置の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(5) 放射性気体廃棄物による実効線量</p> <p>c. 気象条件</p> <p>平常時の線量計算に用いる相対濃度 (χ/Q) は、東海発電所に設置されている気象観測塔の標高 <u>18 m</u>及び <u>71 m</u> で連続観測した <u>1981年4月から1982年3月までの1年間</u>の気象データを使用して、気象指針に従い、年間の平均値として方位別の着目地点について求める。そして、将来の集落の形成を考慮した陸側において相対濃度 (χ/Q) が最大となる地点を評価地点とする。このように求めた平常時の線量計算に用いる相対濃度 (χ/Q) は、表3-1-9のとおりである。なお、上記の気象データは、<u>平成14・12・26原第3号(平成15年7月17日付)にて経済産業大臣の許可を受けた東海発電所原子炉設置変更許可申請書で使用するとともに、近年の10年間(1995年度～2004年度)の気象資料を用いた異常年検定により、観測年(1981年度)に異常がないことを確認している。</u></p> <p>(6) 評価結果</p> <p>以上の方法により評価した廃止措置の各工程で放出される放射性気体廃棄物の地表沈着による発電所周辺の一般公衆の受ける外部被ばく線量を表3-1-10に示す。廃止措置期間中において放出する放射性気体廃棄物を保守的に1年間で放出したと仮定すると、上記の線量は年間約 <u>2 μ Sv</u> となる。</p>	<p>(5) 放射性気体廃棄物による実効線量</p> <p>c. 気象条件</p> <p>平常時の線量計算に用いる相対濃度 (χ/Q) は、東海発電所に設置されている気象観測塔の標高 <u>18 m</u>で連続観測した <u>2005年4月から2006年3月までの1年間</u>の気象データを使用して、気象指針に従い、年間の平均値として方位別の着目地点について求める。そして、将来の集落の形成を考慮した陸側において相対濃度 (χ/Q) が最大となる地点を評価地点とする。このように求めた平常時の線量計算に用いる相対濃度 (χ/Q) は、表3-1-9のとおりである。なお、上記の気象データは、近年の10年間(<u>2009年度～2018年度</u>)の気象資料を用いた異常年検定により、観測年(<u>2005年度</u>)に異常がないことを確認している。</p> <p>(6) 評価結果</p> <p>以上の方法により評価した廃止措置の各工程で放出される放射性気体廃棄物の地表沈着による発電所周辺の一般公衆の受ける外部被ばく線量を表3-1-10に示す。廃止措置期間中において放出する放射性気体廃棄物を保守的に1年間で放出したと仮定すると、上記の線量は年間約 <u>5 μ Sv</u> となる。</p>	<p>排気筒短尺化に伴う気象条件の更新</p> <p>排気筒短尺化に伴う気象条件の更新</p> <p>排気筒短尺化に伴う気象条件の更新</p> <p>排気筒短尺化に伴う評価結果の更新</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2. 1. 2 放射性気体廃棄物に起因する実効線量</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の発生源</p> <p>廃止措置工事は「<u>五</u> 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」, 「<u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「<u>八</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画である。それら工事によって発生する放射性液体廃棄物としては、下記を想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生体遮へい体解体撤去工事時の放射化コンクリートの湿式切断に伴う廃液 ・ 管理区域内作業で使用した防護服等の洗濯に伴い発生した洗濯廃液 	<p>2. 1. 2 放射性気体廃棄物に起因する実効線量</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の発生源</p> <p>廃止措置工事は「<u>五</u> 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」, 「<u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「<u>十</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画である。それら工事によって発生する放射性液体廃棄物としては、下記を想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生体遮へい体解体撤去工事時の放射化コンクリートの湿式切断に伴う廃液 ・ 管理区域内作業で使用した防護服等の洗濯に伴い発生した洗濯廃液 	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2. 1. 2 放射性気体廃棄物に起因する実効線量</p> <p>(3) 環境放出量評価</p> <p>c. 加圧式ろ過処理装置の除去効率</p> <p>「<u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去」に示されているように、放射化コンクリート湿式切断廃液は、加圧式ろ過処理装置により前処理する計画である。加圧式ろ過処理装置の除去効率は、(財)原子力発電技術機構の試験結果⁽⁴⁾から設定する。放射性液体廃棄物の処理フローと除去効率を図3-1-3に示す。</p>	<p>2. 1. 2 放射性気体廃棄物に起因する実効線量</p> <p>(3) 環境放出量評価</p> <p>c. 加圧式ろ過処理装置の除去効率</p> <p>「<u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去」に示されているように、放射化コンクリート湿式切断廃液は、加圧式ろ過処理装置により前処理する計画である。加圧式ろ過処理装置の除去効率は、(財)原子力発電技術機構の試験結果⁽⁴⁾から設定する。放射性液体廃棄物の処理フローと除去効率を図3-1-3に示す。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2. 1. 3 直接線及びスカイシャイン線による発電所周辺の一般公衆の受ける線量</p> <p>廃止措置工事は「<u>五</u> 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」, 「<u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「<u>八</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画である。原子炉領域の設備・機器等の解体撤去工事においては、既設の建屋・構築物を維持して実施するとともに、遠隔操作装置を導入する際には適切な遮へいを考慮することとしている。</p> <p>以上のことから、廃止措置工事における直接線及びスカイシャイン線の影響を考慮する必要のある放射性固体廃棄物からの直接線及びスカイシャイン線について評価する。</p> <p>ここで、原子炉本体等解体撤去工事において発生する放射性固体廃棄物は、処分容器に収納し、ドラム貯蔵庫、固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋への保管の際及び廃棄施設への搬出の際に使用済燃料冷却池建屋に一時保管することから、使用済燃料冷却池建屋からの直接線量及びスカイシャイン線量を評価する。</p> <p>評価に当たっては、「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」に定められている運搬容器の表面における線量当量率の制限値に相当する線源強度を処分容器の値として設定する。</p> <p>評価地点は、直接線及びスカイシャイン線による空間放射線量が最も大きくなる使用済燃料冷却池建屋の放射性固体廃棄物一時保管場所から最も近い国道 245 号方向の周辺監視区域境界（使用済燃料冷却池建屋の壁面からの距離：約 660 m）とする。</p> <p>評価の条件を表 3-1-19 に示す。</p>	<p>2. 1. 3 直接線及びスカイシャイン線による発電所周辺の一般公衆の受ける線量</p> <p>廃止措置工事は「<u>五</u> 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」, 「<u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「<u>十</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画である。原子炉領域の設備・機器等の解体撤去工事においては、既設の建屋・構築物を維持して実施するとともに、遠隔操作装置を導入する際には適切な遮へいを考慮することとしている。</p> <p>以上のことから、廃止措置工事における直接線及びスカイシャイン線の影響を考慮する必要のある放射性固体廃棄物からの直接線及びスカイシャイン線について評価する。</p> <p>ここで、原子炉本体等解体撤去工事において発生する放射性固体廃棄物は、処分容器に収納し、ドラム貯蔵庫、固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋への保管の際及び廃棄施設への搬出の際に使用済燃料冷却池建屋に一時保管することから、使用済燃料冷却池建屋からの直接線量及びスカイシャイン線量を評価する。</p> <p>評価に当たっては、「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」に定められている運搬容器の表面における線量当量率の制限値に相当する線源強度を処分容器の値として設定する。</p> <p>評価地点は、直接線及びスカイシャイン線による空間放射線量が最も大きくなる使用済燃料冷却池建屋の放射性固体廃棄物一時保管場所から最も近い国道 245 号方向の周辺監視区域境界（使用済燃料冷却池建屋の壁面からの距離：約 660 m）とする。</p> <p>評価の条件を表 3-1-19 に示す。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2. 1. 4 平常時における発電所周辺の一般公衆の受ける線量</p> <p>放射性気体廃棄物の放出に伴う発電所周辺の一般公衆の受ける最も線量評価への寄与の大きい被ばく経路である地表沈着物による外部被ばくの実効線量は、廃止措置期間中に放出される放射性粉じんが1年で全て放出されると仮定した保守的な評価の結果、年間約 <u>2</u> μ Sv である。</p>	<p>2. 1. 4 平常時における発電所周辺の一般公衆の受ける線量</p> <p>放射性気体廃棄物の放出に伴う発電所周辺の一般公衆の受ける最も線量評価への寄与の大きい被ばく経路である地表沈着物による外部被ばくの実効線量は、廃止措置期間中に放出される放射性粉じんが1年で全て放出されると仮定した保守的な評価の結果、年間約 <u>5</u> μ Sv である。</p>	<p>排気筒短尺化に伴う評価結果の更新</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2. 2 廃止措置期間中における放射線業務従事者の受ける線量</p> <p>廃止措置工事の実施においては、「<u>五</u> 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」及び「<u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去」に基づき、放射線業務従事者の被ばく低減のため、工事ごとに対策を施す。工事の方法の選定においても、遠隔操作装置等の方法を採用することで、放射線業務従事者の受ける線量は低減される。それらの対策の結果として、放射能レベルの比較的高い原子炉領域（安全貯蔵対象）の設備・機器の解体工事（原子炉本体等及び生体遮へい体解体撤去工事）における放射線業務従事者の受ける線量の合計は、約 1.5 人・Sv と評価する。</p>	<p>2. 2 廃止措置期間中における放射線業務従事者の受ける線量</p> <p>廃止措置工事の実施においては、「<u>五</u> 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」及び「<u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去」に基づき、放射線業務従事者の被ばく低減のため、工事ごとに対策を施す。工事の方法の選定においても、遠隔操作装置等の方法を採用することで、放射線業務従事者の受ける線量は低減される。それらの対策の結果として、放射能レベルの比較的高い原子炉領域（安全貯蔵対象）の設備・機器の解体工事（原子炉本体等及び生体遮へい体解体撤去工事）における放射線業務従事者の受ける線量の合計は、約 1.5 人・Sv と評価する。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前			変更後			備考
表3-1-5 建屋フィルタの捕集効率及び放出方法 (単位：%)			表3-1-5 建屋フィルタの捕集効率及び放出方法 (単位：%)			
工事件名	建屋フィルタ捕集効率 (D _{F3})	放出方法	工事件名	建屋フィルタ捕集効率 (D _{F3})	放出方法 (<u> </u>)は評価条件	
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域解体準備工事のうち燃料取扱建屋領域機器の解体撤去 燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事 熱交換器等解体撤去工事のうちホットガスダクトの解体撤去 原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事 各建屋附帯設備等解体撤去工事 管理区域解除工事 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理のうち黒鉛スリーブの処理 	0	建屋排気口より放出(地上放出)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域解体準備工事のうち燃料取扱建屋領域機器の解体撤去 燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事 熱交換器等解体撤去工事のうちホットガスダクトの解体撤去 原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事 各建屋附帯設備等解体撤去工事 管理区域解除工事 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理のうち黒鉛スリーブの処理 	0	建屋排気口より放出(地上放出)	
<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替機等解体撤去工事 熱交換器等解体撤去工事のうちホットガスダクト以外の機器の解体撤去 原子炉領域解体準備工事のうち原子炉室の機器の解体撤去 	0	排気筒より放出	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替機等解体撤去工事 熱交換器等解体撤去工事のうちホットガスダクト以外の機器の解体撤去 原子炉領域解体準備工事のうち原子炉室の機器の解体撤去 	0	排気筒より放出 (<u>地上放出</u>)	
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域解体準備工事のうち使用済燃料冷却池建屋及び使用済燃料冷却池建屋領域機器の解体撤去 放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事 	99	建屋排気口より放出(地上放出)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域解体準備工事のうち使用済燃料冷却池建屋及び使用済燃料冷却池建屋領域機器の解体撤去 放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事 	99	建屋排気口より放出(地上放出)	
<ul style="list-style-type: none"> 炉内挿入物取出撤去工事 原子炉本体等解体撤去工事 生体遮へい体解体撤去工事 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理のうち放射化金属 	99	排気筒より放出	<ul style="list-style-type: none"> 炉内挿入物取出撤去工事 原子炉本体等解体撤去工事 生体遮へい体解体撤去工事 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理のうち放射化金属 	99	排気筒より放出 (<u>地上放出</u>)	

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考																								
<p>表 3-1-9 平常時の線量計算に用いる相対濃度 (χ/Q) (単位: s/m^3)</p> <table border="1" data-bbox="246 453 1234 653"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>排気筒放出</th> <th>地上放出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>χ/Q</td> <td><u>9.1×10^{-7}</u> (排気筒から南西方位, 風下距離 1,130m)</td> <td><u>1.9×10^{-6}</u> (排気筒位置から北西方位, 風下距離 660m)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	排気筒放出	地上放出	χ/Q	<u>9.1×10^{-7}</u> (排気筒から南西方位, 風下距離 1,130m)	<u>1.9×10^{-6}</u> (排気筒位置から北西方位, 風下距離 660m)	<p>表 3-1-9 平常時の線量計算に用いる相対濃度 (χ/Q) (単位: s/m^3)</p> <table border="1" data-bbox="1537 441 2475 640"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>地上放出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>χ/Q</td> <td><u>2.2×10^{-6}</u> (排気筒位置から北西方位, 風下距離 660m)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	地上放出	χ/Q	<u>2.2×10^{-6}</u> (排気筒位置から北西方位, 風下距離 660m)	<p>排気筒短尺化に伴う評価結果パラメータの変更</p>														
項目	排気筒放出	地上放出																								
χ/Q	<u>9.1×10^{-7}</u> (排気筒から南西方位, 風下距離 1,130m)	<u>1.9×10^{-6}</u> (排気筒位置から北西方位, 風下距離 660m)																								
項目	地上放出																									
χ/Q	<u>2.2×10^{-6}</u> (排気筒位置から北西方位, 風下距離 660m)																									
<p>表 3-1-10 平常時における放射性気体廃棄物による発電所周辺の一般公衆の受ける実効線量 (単位: $\mu Sv/y$)</p> <table border="1" data-bbox="270 919 1246 1411"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>実効線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉領域解体撤去</td> <td><u>1.5×10^0</u></td> </tr> <tr> <td>原子炉領域以外の解体撤去</td> <td><u>2.3×10^{-1}</u></td> </tr> <tr> <td>建屋等解体撤去</td> <td><u>2.9×10^{-3}</u></td> </tr> <tr> <td>原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理</td> <td><u>3.2×10^{-1}</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>2.0×10^0</u></td> </tr> </tbody> </table>	工 程	実効線量	原子炉領域解体撤去	<u>1.5×10^0</u>	原子炉領域以外の解体撤去	<u>2.3×10^{-1}</u>	建屋等解体撤去	<u>2.9×10^{-3}</u>	原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理	<u>3.2×10^{-1}</u>	合 計	<u>2.0×10^0</u>	<p>表 3-1-10 平常時における放射性気体廃棄物による発電所周辺の一般公衆の受ける実効線量 (単位: $\mu Sv/y$)</p> <table border="1" data-bbox="1516 907 2493 1398"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>実効線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉領域解体撤去</td> <td><u>3.5×10^0</u></td> </tr> <tr> <td>原子炉領域以外の解体撤去</td> <td><u>5.2×10^{-1}</u></td> </tr> <tr> <td>建屋等解体撤去</td> <td><u>3.3×10^{-3}</u></td> </tr> <tr> <td>原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理</td> <td><u>7.8×10^{-1}</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>4.8×10^0</u></td> </tr> </tbody> </table>	工 程	実効線量	原子炉領域解体撤去	<u>3.5×10^0</u>	原子炉領域以外の解体撤去	<u>5.2×10^{-1}</u>	建屋等解体撤去	<u>3.3×10^{-3}</u>	原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理	<u>7.8×10^{-1}</u>	合 計	<u>4.8×10^0</u>	<p>排気筒短尺化に伴う評価結果の更新</p>
工 程	実効線量																									
原子炉領域解体撤去	<u>1.5×10^0</u>																									
原子炉領域以外の解体撤去	<u>2.3×10^{-1}</u>																									
建屋等解体撤去	<u>2.9×10^{-3}</u>																									
原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理	<u>3.2×10^{-1}</u>																									
合 計	<u>2.0×10^0</u>																									
工 程	実効線量																									
原子炉領域解体撤去	<u>3.5×10^0</u>																									
原子炉領域以外の解体撤去	<u>5.2×10^{-1}</u>																									
建屋等解体撤去	<u>3.3×10^{-3}</u>																									
原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理	<u>7.8×10^{-1}</u>																									
合 計	<u>4.8×10^0</u>																									
<p>注) 雑固体減容処理設備等の東海第二発電所との共用設備で処理するものについては、東海第二発電所で排出量をモニタリングし、被ばく管理するため、上表には含んでいないが、東海第二発電所原子炉設置許可申請等で東海発電所寄与分の一般公衆の受ける線量を確認している。</p>	<p>注) 雑固体減容処理設備等の東海第二発電所との共用設備で処理するものについては、東海第二発電所で排出量をモニタリングし、被ばく管理するため、上表には含んでいないが、東海第二発電所原子炉設置許可申請等で東海発電所寄与分の一般公衆の受ける線量を確認している。</p>																									

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> <p>1. 1 想定する起因事象</p> <p>東海発電所の廃止措置工事は「<u>五</u> 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」, 「<u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「<u>八</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に記された方法に従って実施する計画である。そこで、放射性核種の飛散・漏出につながる事故の起因事象として、次のものを想定する。</p> <p>① 火災</p> <p>廃止措置対象の施設・設備は、可能な限り不燃性又は難燃性となっているため、施設・設備の火災は想定しない。廃止措置工事において使用する可能性のある、可燃性の工事用資機材等の火災により、汚染機器が加熱されて付着している放射性物質が飛散することを想定する。さらに、廃止措置工事の実施に伴って放射性粉じんが蓄積したフィルタが火災により加熱されて付着している放射性物質が飛散することも想定する。</p>	<p>添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> <p>1. 1 想定する起因事象</p> <p>東海発電所の廃止措置工事は「<u>五</u> 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」, 「<u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「<u>十</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に記された方法に従って実施する計画である。そこで、放射性核種の飛散・漏出につながる事故の起因事象として、次のものを想定する。</p> <p>① 火災</p> <p>廃止措置対象の施設・設備は、可能な限り不燃性又は難燃性となっているため、施設・設備の火災は想定しない。廃止措置工事において使用する可能性のある、可燃性の工事用資機材等の火災により、汚染機器が加熱されて付着している放射性物質が飛散することを想定する。さらに、廃止措置工事の実施に伴って放射性粉じんが蓄積したフィルタが火災により加熱されて付着している放射性物質が飛散することも想定する。</p>	<p>本文追加に伴う番号の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>1. 3 環境放出量評価</p> <p>(1) 炉内構造物切断片の破損</p> <p>炉内構造物切断片の破損により大気へ放出される放射性物質量を以下の条件により算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質量は、「添付書類 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」において、原子炉領域解体撤去工事開始時点まで減衰評価した結果における炉内構造物切断片の放射性物質量とする。 炉内構造物切断片のうち最も放射性物質量の多い制御棒が破損し、表面の酸化膜中の放射性物質全量が剥離するものとする。 制御棒の表面の酸化膜厚さは400μmとする。 剥離した放射性物質のうち10%が原子炉建屋内に放射性粉じんとして飛散するものとする。⁽¹⁾ 原子炉建屋内に飛散した放射性粉じんは、原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタ（生体遮へい体空気冷却排風機の高性能粒子フィルタ）により除去された後、<u>排気筒</u>より放出されるものとする。 <p>上記の条件から求めた炉内構造物切断片の破損時における放射性物質の大気放出過程を図4-1-1示す。</p> <p>(2) 原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損</p> <p>原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損により大気へ放出される放射性物質量を以下の条件により算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質量は、「添付書類 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」において、原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタ装置導入以降の工事である原子炉領域解体撤去工事開始時点まで減衰評価した結果における汚染機器 	<p>1. 3 環境放出量評価</p> <p>(1) 炉内構造物切断片の破損</p> <p>炉内構造物切断片の破損により大気へ放出される放射性物質量を以下の条件により算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質量は、「添付書類 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」において、原子炉領域解体撤去工事開始時点まで減衰評価した結果における炉内構造物切断片の放射性物質量とする。 炉内構造物切断片のうち最も放射性物質量の多い制御棒が破損し、表面の酸化膜中の放射性物質全量が剥離するものとする。 制御棒の表面の酸化膜厚さは400μmとする。 剥離した放射性物質のうち10%が原子炉建屋内に放射性粉じんとして飛散するものとする。⁽¹⁾ 原子炉建屋内に飛散した放射性粉じんは、原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタ（生体遮へい体空気冷却排風機の高性能粒子フィルタ）により除去された後、<u>地上</u>より放出されるものとする。 <p>上記の条件から求めた炉内構造物切断片の破損時における放射性物質の大気放出過程を図4-1-1に示す。</p> <p>(2) 原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損</p> <p>原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損により大気へ放出される放射性物質量を以下の条件により算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質量は、「添付書類 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」において、原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタ装置導入以降の工事である原子炉領域解体撤去工事開始時点まで減衰評価した結果における汚染機器 	<p>排気筒短尺化に伴う評価位置の変更</p> <p>記載の適正化</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>の放射性物質量をベースとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋換気設備 2 系統のうち 1 系統の高性能粒子フィルタが破損し、同フィルタに捕集されている放射性粉じんの全量が原子炉建屋内に飛散するものとする。 切断により発生した粉じんの汚染拡大防止囲いからの漏洩分 10%⁽²⁾ と局所換気装置の高性能粒子フィルタからの漏洩分 1%が各系統のフィルタに 1/2 ずつ捕集されているものとする。 放射性物質濃度の高い部材から解体／切断していくと仮定し、破損時点では原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタ 1 系統にフィルタの捕集可能な最大量が蓄積しているものとする。 原子炉建屋内に飛散した放射性粉じんは、その全量が<u>排気筒</u>より放出されるものとする。 <p>上記の条件から求めた原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損時における放射性物質の大気放出過程を図 4-1-2 に示す。</p>	<p>の放射性物質量をベースとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋換気設備 2 系統のうち 1 系統の高性能粒子フィルタが破損し、同フィルタに捕集されている放射性粉じんの全量が原子炉建屋内に飛散するものとする。 切断により発生した粉じんの汚染拡大防止囲いからの漏洩分 10%⁽²⁾ と局所換気装置の高性能粒子フィルタからの漏洩分 1%が各系統のフィルタに 1/2 ずつ捕集されているものとする。 放射性物質濃度の高い部材から解体／切断していくと仮定し、破損時点では原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタ 1 系統にフィルタの捕集可能な最大量が蓄積しているものとする。 原子炉建屋内に飛散した放射性粉じんは、その全量が<u>地上</u>より放出されるものとする。 <p>上記の条件から求めた原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損時における放射性物質の大気放出過程を図 4-1-2 に示す。</p>	<p>排気筒短尺化に伴う評価位置の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>1. 5 実効線量評価</p> <p>(3) 気象条件</p> <p>事故時の線量計算に用いる相対線量 (D/Q) 及び相対濃度 (χ/Q) は、東海発電所に設置されている気象観測塔の標高 <u>18 m 及び 71 m</u> で連続観測した <u>1981 年 4 月から 1982 年 3 月までの 1 年間の気象データ</u>を使用して、気象指針に従い、実効的な放出継続時間を 1 時間として方位別の着目地点について求める。このようにして求めた値を小さい方から累積し、その累積出現頻度が <u>97%</u>にあたる値のうち、人の居住に着目し陸側において最大となる値を評価に使用する。このように求めた事故時の線量計算に用いる相対線量 (D/Q) 及び相対濃度 (χ/Q) は、表 4-1-4 のとおりである。</p> <p>なお、上記の気象データは、<u>平成 14・12・26 原第 3 号(平成 15 年 7 月 17 日付)</u>にて経済産業大臣の許可を受けた東海発電所原子炉設置変更許可申請書で使用するとともに、<u>近年の 10 年間 (1995 年度～2004 年度)</u> の気象資料を用いた異常年検定により、観測年 <u>(1981 年度)</u> に異常がないことを確認している。</p> <p>1. 6 評価結果</p> <p>以上の方法により評価した事故時に放出される放射性物質による発電所周辺の一般公衆の受ける実効線量を表 4-1-5 に示す。廃止措置期間中の事故時における発電所周辺の一般公衆の受ける実効線量は、原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損による事象が最大で、約 <u>8 μ Sv</u> となる。</p>	<p>1. 5 実効線量評価</p> <p>(3) 気象条件</p> <p>事故時の線量計算に用いる相対線量 (D/Q) 及び相対濃度 (χ/Q) は、東海発電所に設置されている気象観測塔の標高 <u>18 m</u> で連続観測した <u>2005 年 4 月から 2006 年 3 月までの 1 年間の気象データ</u>を使用して、気象指針に従い、実効的な放出継続時間を 1 時間として方位別の着目地点について求める。このようにして求めた値を小さい方から累積し、その累積出現頻度が <u>97%</u>にあたる値のうち、人の居住に着目し陸側において最大となる値を評価に使用する。このように求めた事故時の線量計算に用いる相対線量 (D/Q) 及び相対濃度 (χ/Q) は、表 4-1-4 のとおりである。</p> <p>なお、上記の気象データは、近年の 10 年間 <u>(2009 年度～2018 年度)</u> の気象資料を用いた異常年検定により、観測年 <u>(2005 年度)</u> に異常がないことを確認している。</p> <p>1. 6 評価結果</p> <p>以上の方法により評価した事故時に放出される放射性物質による発電所周辺の一般公衆の受ける実効線量を表 4-1-5 に示す。廃止措置期間中の事故時における発電所周辺の一般公衆の受ける実効線量は、原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損による事象が最大で、約 <u>12 μ Sv</u> となる。</p>	<p>排気筒短尺化に伴う気象条件の更新</p> <p>排気筒短尺化に伴う気象条件の更新</p> <p>排気筒短尺化に伴う気象条件の更新</p> <p>排気筒短尺化に伴う評価結果の更新</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<div style="text-align: center;"> <p>炉内構造物の切断片（制御棒 1 本）の 放射性物質量（A_{Ri}）</p> <p>Fe-55, Co-60, Ni-63 約 1.4×10^{14} Bq</p> <p>↓</p> <p>〔切断片表面からの剥離 約 2% (酸化膜の割合)〕</p> <p>↓</p> <p>〔原子炉建屋内への移行割合（F_A） 10%〕</p> <p>↓</p> <p>原子炉建屋内の飛散放射性粉じん</p> <p>↓</p> <p>〔原子炉建屋換気設備高性能 粒子フィルタ除去効率（D_{F3}） 99%〕</p> <p>↓</p> <p>大気放出量（Q_{Ai}）</p> <p>Fe-55, Co-60, Ni-63 約 3.3×10^9 Bq*</p> <p>↓</p> <p>※ 端数処理を行なっているため、計算結果は一致しない。</p> <p>↓</p> <p><u>排気筒放出</u></p> </div> <p>図 4 - 1 - 1 炉内構造物切断片の破損時における放射性物質の大気放出過程</p>	<div style="text-align: center;"> <p>炉内構造物の切断片（制御棒 1 本）の 放射性物質量（A_{Ri}）</p> <p>Fe-55, Co-60, Ni-63 約 1.4×10^{14} Bq</p> <p>↓</p> <p>〔切断片表面からの剥離 約 2% (酸化膜の割合)〕</p> <p>↓</p> <p>〔原子炉建屋内への移行割合（F_A） 10%〕</p> <p>↓</p> <p>原子炉建屋内の飛散放射性粉じん</p> <p>↓</p> <p>〔原子炉建屋換気設備高性能 粒子フィルタ除去効率（D_{F3}） 99%〕</p> <p>↓</p> <p>大気放出量（Q_{Ai}）</p> <p>Fe-55, Co-60, Ni-63 約 3.3×10^9 Bq*</p> <p>↓</p> <p>※ 端数処理を行なっているため、計算結果は一致しない。</p> <p>↓</p> <p><u>地上放出</u></p> </div> <p>図 4 - 1 - 1 炉内構造物切断片の破損時における放射性物質の大気放出過程</p>	<p>備考</p> <p>排気筒短尺化に伴う評価位置の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<div style="text-align: center;"> <p>原子炉建屋換気設備の1系統の高性能粒子フィルタに 捕集された放射性粉じん (Ari)</p> <p>Fe-55, Co-60, Ni-63 約 2.0×10^{11} Bq</p> <p>↓</p> <p>[原子炉建屋内への移行割合 (F_A) 100%]</p> <p>↓</p> <p>原子炉建屋内の放射性粉じん</p> <p>↓</p> <p>大気放出量 (Q_{Ai})</p> <p>Fe-55, Co-60, Ni-63 約 2.0×10^{11} Bq</p> <p>↓</p> <p><u>排気筒放出</u></p> </div> <p>図4-1-2 原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損時における放射性物質の大気放出過程</p>	<div style="text-align: center;"> <p>原子炉建屋換気設備の1系統の高性能粒子フィルタに 捕集された放射性粉じん (Ari)</p> <p>Fe-55, Co-60, Ni-63 約 2.0×10^{11} Bq</p> <p>↓</p> <p>[原子炉建屋内への移行割合 (F_A) 100%]</p> <p>↓</p> <p>原子炉建屋内の放射性粉じん</p> <p>↓</p> <p>大気放出量 (Q_{Ai})</p> <p>Fe-55, Co-60, Ni-63 約 2.0×10^{11} Bq</p> <p>↓</p> <p><u>地上放出</u></p> </div> <p>図4-1-2 原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損時における放射性物質の大気放出過程</p>	<p>排気筒短尺化に伴う評価位置の変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前				変更後				備考
表4-1-4 事故時の線量計算に用いる相対線量 (D/Q) 及び相対濃度 (χ/Q)				表4-1-4 事故時の線量計算に用いる相対線量 (D/Q) 及び相対濃度 (χ/Q)				
項目	単位	排気筒放出	地上放出	項目	単位	地上放出		
D/Q	(Gy)/(Bq・MeV)	<u>4.3×10^{-19}</u> (排気筒から西南西方位, 風下距離 930m)	<u>5.2×10^{-19}</u> (排気筒位置から北西方位, 風下距離 680m)	D/Q	(Gy)/(Bq・MeV)	<u>7.1×10^{-19}</u> (排気筒位置から西北西方位, 風下距離 520m)		
χ/Q	s/m ³	<u>1.8×10^{-5}</u> (排気筒から西南西方位, 風下距離 930m)	<u>2.1×10^{-5}</u> (排気筒位置から南西方位, 風下距離 1,220m)	χ/Q	s/m ³	<u>2.8×10^{-5}</u> (排気筒位置から南西方位, 風下距離 1,220m)		
表4-1-5 事故時に放出される放射性物質による発電所周辺の一般公衆の受ける実効線量 (単位: μ Sv)				表4-1-5 事故時に放出される放射性物質による発電所周辺の一般公衆の受ける実効線量 (単位: μ Sv)				排気筒短尺化に伴う評価結果の更新
事故事象	核種	実効線量		事故事象	核種	実効線量		
炉内構造物切断片の破損	Fe-55	<u>1.3×10^{-2}</u>		炉内構造物切断片の破損	Fe-55	<u>2.0×10^{-2}</u>		
	Co-60	<u>8.5×10^{-2}</u>			Co-60	<u>1.3×10^{-1}</u>		
	Ni-63	<u>6.6×10^{-4}</u>			Ni-63	<u>1.0×10^{-3}</u>		
	合計	<u>9.8×10^{-2}</u>			合計	<u>1.5×10^{-1}</u>		
原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損	Fe-55	<u>6.7×10^{-1}</u>		原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損	Fe-55	<u>1.0×10^0</u>		
	Co-60	<u>7.0×10^0</u>			Co-60	<u>1.1×10^1</u>		
	Ni-63	<u>1.2×10^{-1}</u>			Ni-63	<u>1.8×10^{-1}</u>		
	合計	<u>7.8×10^0</u>			合計	<u>1.2×10^1</u>		
外部電源喪失による換気系のバイパス放出	Fe-55	<u>4.0×10^{-1}</u>		外部電源喪失による換気系のバイパス放出	Fe-55	<u>5.5×10^{-1}</u>		
	Co-60	<u>2.7×10^0</u>			Co-60	<u>3.7×10^0</u>		
	Ni-63	<u>2.1×10^{-2}</u>			Ni-63	<u>2.9×10^{-2}</u>		
	合計	<u>3.1×10^0</u>			合計	<u>4.3×10^0</u>		

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考						
<p>添付書類六 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p><u>廃止措置の基本方針に基づき、廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間を示す。合わせて、廃止措置を実施するために必要な主要施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間を示す。</u></p> <p><u>廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及び廃止措置を実施するために必要な施設は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するとともに、核燃料物質によって汚染された物の処理及び各種作業の実施に対する安全の確保のため、東海発電所の汚染の除去及び解体撤去の方法並びに核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法に基づいて必要な期間、所要の機能を維持管理する。それら施設が機能の劣化又は故障等を生じた場合、速やかに補修又は必要な機能を有するものへ取替えを実施して維持管理する。</u></p> <p><u>放射性気体廃棄物を適切に処理するために、原子炉建屋等の建屋、構築物及び換気施設を維持管理する。放射性液体廃棄物を適切に処理するために、洗濯廃液処理系等の放射性廃液処理設備を維持管理する。放射性気体及び液体廃棄物を放出管理するため、試料放射能測定装置等の測定に必要な放出管理用計測装置を維持管理する。</u></p> <p><u>放射性固体廃棄物を適切に処理するために、雑固体減容処理設備等の廃棄物処理施設を維持管理する。放射性固体廃棄物を適切に貯蔵保管するために、固体廃棄物貯蔵庫等の廃棄物貯蔵設備を維持管理する。</u></p> <p><u>施設内外の放射線を監視すること及び放射線業務従事者の被ばく管理を行うため、サーベイメータ等の放射線管理設備を維持管理する。</u></p> <p><u>これら施設の維持管理に当たっては、保安規定にて保守管理の方法を定め、これに基</u></p>	<p>添付書類六 <u>性能維持施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p><u>1 維持管理に関する内容</u></p> <p><u>廃止措置の段階に応じて性能維持施設に要求される機能を考慮した、性能維持施設が維持すべき性能及びその機能を維持すべき期間について以下に示す。</u></p> <p><u>2 廃止措置期間中に維持管理すべき施設</u></p> <p><u>性能維持施設は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間中において、必要な機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>3 性能維持施設の機能及びその性能</u></p> <p><u>(1) 建屋・構築物等</u></p> <p><u>廃止措置では、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、「放射性物質閉じ込め機能（常温，常圧）」を有する設備を維持管理する。</u></p> <p><u>また、廃止措置では、放射線作業従事者の受ける被ばくを低くするため「放射線遮へい機能（常温，常圧）」を、周辺公衆の受ける被ばくを低くするため「希釈取水機能」，「希釈放流機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)</u></p> <table border="1" data-bbox="1495 1684 2522 1885"> <thead> <tr> <th data-bbox="1495 1684 1866 1755">機能</th> <th data-bbox="1866 1684 2522 1755">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1495 1755 1866 1827">放射性物質閉じ込め機能</td> <td data-bbox="1866 1755 2522 1827">原子炉建屋</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1827 1866 1885">(常温，常圧)</td> <td data-bbox="1866 1827 2522 1885">原子炉本体（圧力容器）</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	放射性物質閉じ込め機能	原子炉建屋	(常温，常圧)	原子炉本体（圧力容器）	<p>実用炉規則の改正に伴う変更</p>
機能	性能維持施設							
放射性物質閉じ込め機能	原子炉建屋							
(常温，常圧)	原子炉本体（圧力容器）							

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考																																							
<p><u>づき実施することとする。</u></p> <p><u>廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間を施設ごとに区分して表6-1-1に示す。廃止措置を実施するために必要な主要施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間を施設ごとに区分して表6-1-2に示す。ここで、それらの施設の維持を必要としている汚染の除去及び解体撤去の工事方法並びに核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法について、以下の工事方法の区分及び廃棄の方法の区分に分けて、該当する区分記号を同表に示す。</u></p> <p><u><汚染の除去及び解体撤去の工事方法区分記号（1/2）></u></p> <table border="1" data-bbox="231 940 1231 1629"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>汚染の除去及び解体撤去の工事方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>原子炉領域安全貯蔵措置</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>原子炉領域以外の解体撤去</td> </tr> <tr> <td>(2)a</td> <td>燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事</td> </tr> <tr> <td>(2)b</td> <td>燃料取替機等解体撤去工事</td> </tr> <tr> <td>(2)c</td> <td>熱交換器等解体撤去工事</td> </tr> <tr> <td>(2)d</td> <td>解体撤去物等搬出準備工事</td> </tr> <tr> <td>(2)e</td> <td>原子炉領域解体準備工事</td> </tr> <tr> <td>(2)f</td> <td>原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事</td> </tr> <tr> <td>(2)g</td> <td>各建屋附帯設備等解体撤去工事</td> </tr> </tbody> </table> <p><u><汚染の除去及び解体撤去の工事方法区分記号（2/2）></u></p> <table border="1" data-bbox="231 1766 1231 1900"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>汚染の除去及び解体撤去の工事方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3)</td> <td>原子炉領域解体撤去</td> </tr> </tbody> </table>	記号	汚染の除去及び解体撤去の工事方法	(1)	原子炉領域安全貯蔵措置	(2)	原子炉領域以外の解体撤去	(2)a	燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事	(2)b	燃料取替機等解体撤去工事	(2)c	熱交換器等解体撤去工事	(2)d	解体撤去物等搬出準備工事	(2)e	原子炉領域解体準備工事	(2)f	原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事	(2)g	各建屋附帯設備等解体撤去工事	記号	汚染の除去及び解体撤去の工事方法	(3)	原子炉領域解体撤去	<table border="1" data-bbox="1495 268 2519 407"> <tr> <td><u>放射線遮へい機能（常温，常圧）</u></td> <td><u>生体遮へい体</u></td> </tr> </table> <p><u>建屋・構築物等（原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設）の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>原子炉建屋は、原子炉建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</u> <u>原子炉本体（圧力容器）は、圧力容器内の放射性物質の漏えいを防止できること。</u> <u>生体遮へい体は、原子炉領域からの放射線を遮へいできること。</u> <p><u>（廃止措置を実施するために必要な主要施設）</u></p> <table border="1" data-bbox="1495 947 2519 1493"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"><u>放射性物質閉じ込め機能（常温，常圧）</u></td> <td><u>使用済燃料冷却池建屋</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射性廃液処理建屋</u></td> </tr> <tr> <td><u>固化処理建屋</u></td> </tr> <tr> <td><u>サービス建屋</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>ホットワークショップ建屋</u></td> </tr> <tr> <td><u>希釈取水機能</u></td> <td><u>取水路^{※1}</u></td> </tr> <tr> <td><u>希釈放流機能</u></td> <td><u>放水路^{※1}</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：東海第二発電所の津波浸水対策として流動化処理土による閉塞を行う区間及び更なる地盤の安全性を確保するため、自主的に閉塞を行う区間を除く。</u></p> <p><u>建屋・構築物等（廃止措置を実施するために必要な主要施設）の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>建屋は、各建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</u> <u>取水路（東海第二発電所の津波浸水対策として流動化処理土による閉塞を行う区間及び</u> 	<u>放射線遮へい機能（常温，常圧）</u>	<u>生体遮へい体</u>	機能	性能維持施設	<u>放射性物質閉じ込め機能（常温，常圧）</u>	<u>使用済燃料冷却池建屋</u>	<u>放射性廃液処理建屋</u>	<u>固化処理建屋</u>	<u>サービス建屋</u>		<u>ホットワークショップ建屋</u>	<u>希釈取水機能</u>	<u>取水路^{※1}</u>	<u>希釈放流機能</u>	<u>放水路^{※1}</u>	
記号	汚染の除去及び解体撤去の工事方法																																								
(1)	原子炉領域安全貯蔵措置																																								
(2)	原子炉領域以外の解体撤去																																								
(2)a	燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事																																								
(2)b	燃料取替機等解体撤去工事																																								
(2)c	熱交換器等解体撤去工事																																								
(2)d	解体撤去物等搬出準備工事																																								
(2)e	原子炉領域解体準備工事																																								
(2)f	原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事																																								
(2)g	各建屋附帯設備等解体撤去工事																																								
記号	汚染の除去及び解体撤去の工事方法																																								
(3)	原子炉領域解体撤去																																								
<u>放射線遮へい機能（常温，常圧）</u>	<u>生体遮へい体</u>																																								
機能	性能維持施設																																								
<u>放射性物質閉じ込め機能（常温，常圧）</u>	<u>使用済燃料冷却池建屋</u>																																								
	<u>放射性廃液処理建屋</u>																																								
	<u>固化処理建屋</u>																																								
	<u>サービス建屋</u>																																								
	<u>ホットワークショップ建屋</u>																																								
<u>希釈取水機能</u>	<u>取水路^{※1}</u>																																								
<u>希釈放流機能</u>	<u>放水路^{※1}</u>																																								

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前		変更後	備考											
(3)a	炉内挿入物取出撤去工事	<p>更なる地盤の安全性を確保するため、自主的に閉塞を行う区間を除く。)は、希釈水が取水できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放水路（東海第二発電所の津波浸水対策として流動化処理土による閉塞を行う区間及び更なる地盤の安全性を確保するため、自主的に閉塞を行う区間を除く。)は、希釈放流水が放流できること。 <p>(2) 放射性廃棄物処理設備</p> <p>廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。このため、「放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能」、「希釈放流機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。</p> <p>(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能</td> <td>使用済燃料冷却水処理系</td> </tr> <tr> <td>雑廃液処理系</td> </tr> <tr> <td>洗濯廃液処理系</td> </tr> </tbody> </table> <p>放射性廃棄物処理設備（原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設）の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各放射性液体廃棄物を貯留できること。 <p>(廃止措置を実施するために必要な主要施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能	使用済燃料冷却水処理系	雑廃液処理系	洗濯廃液処理系	機能	性能維持施設				
機能	性能維持施設													
放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能	使用済燃料冷却水処理系													
	雑廃液処理系													
	洗濯廃液処理系													
機能	性能維持施設													
(3)b	原子炉本体等解体撤去工事													
(3)c	生体遮へい体解体撤去工事													
(4)	建屋等解体撤去													
(4)a	原子炉建屋換気設備解体撤去工事													
(4)b	放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事													
(4)c	管理区域解除工事													
<p><核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法区分記号></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>放射性気体廃棄物の処理処分</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>放射性液体廃棄物の処理処分</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理処分</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理処分</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理処分</td> </tr> </tbody> </table>		記号	核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法	A	放射性気体廃棄物の処理処分	B	放射性液体廃棄物の処理処分	C	原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理処分	D	既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理処分	E	廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理処分	
記号	核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法													
A	放射性気体廃棄物の処理処分													
B	放射性液体廃棄物の処理処分													
C	原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理処分													
D	既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理処分													
E	廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理処分													

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前		変更後		備考											
<p>表6-1-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 (1/9)</p> <p>(建屋・構築物等の維持管理)</p>		<p>希釈放流機能</p> <p>放射性液体廃棄物希釈設備</p>													
機能	性能	機能	性能												
<p>建屋・構築物等</p> <p>1. 原子炉建屋</p> <p>2. 原子炉本体 (圧力容器)</p> <p>3. 排気筒</p> <p>4. 生体遮へい住</p>	<p>原子炉建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できるところ。</p> <p>圧力容器内の放射性物質の漏えいを防止できるところ。</p> <p>原子炉建屋機殻設備の排気を地上高さ約80mから放出できること。</p> <p>原子炉領域からの放射線を遮へいできるところ。</p> <p>種 類 密着コンクリート壁 (上面にはこの他に高密度コンクリート及びびぼう兼銅板)</p>	<p>放射性物質閉じ込め機能 (常温, 常圧)</p> <p>放射性物質閉じ込め機能 (常温, 常圧)</p> <p>排気経路構成機能</p> <p>放射線遮へい機能 (常温, 常圧)</p>	<p>当該建屋の内包する汚染を除去するまで</p> <p>原子炉領域安全貯蔵が終了するまで</p> <p>原子炉領域解体撤去が終了するまで</p> <p>原子炉本体等解体撤去工事が終了するまで</p>	<p>工事方法の区分</p> <p>(1)~(4)a, (4)c</p> <p>(1)</p> <p>(1)~(3)c</p> <p>(1)~(3)b</p>	<p>廃棄の方法の区分</p> <p>A</p> <p>A, E</p> <p>A</p> <p>II</p>	<p>備考</p> <p>維持管理は、安全貯蔵措置として保安規定に基づき要する。</p>									
		<p>(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6"> <p>汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能</p> </td> <td>黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-1)</td> </tr> <tr> <td>黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-2)</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫 (E)</td> </tr> <tr> <td>燃料スワロー貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ (イ)</td> </tr> <tr> <td>燃料スプリッタ貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>ドラム貯蔵庫</td> </tr> </tbody> </table>		機能	性能維持施設	<p>汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能</p>	黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-1)	黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-2)	固体廃棄物貯蔵庫 (E)	燃料スワロー貯蔵庫	サイトバンカ (イ)	燃料スプリッタ貯蔵庫	ドラム貯蔵庫		
機能	性能維持施設														
<p>汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能</p>	黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-1)														
	黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-2)														
	固体廃棄物貯蔵庫 (E)														
	燃料スワロー貯蔵庫														
	サイトバンカ (イ)														
	燃料スプリッタ貯蔵庫														
ドラム貯蔵庫															
		<p>放射性廃棄物貯蔵設備 (原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設) の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各放射性固体廃棄物を保管できること。 													
		<p>放射性廃棄物処理設備 (廃止措置を実施するために必要な主要施設) の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物を希釈放流できること。 <p>(3) 放射性廃棄物貯蔵設備</p> <p>廃止措置では、放射性固体廃棄物を貯蔵することから、「汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。</p>													

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表6-1-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理(2/9)
 (放射性廃棄物の廃棄に係る施設の維持管理)

変更前				変更後				備考												
機能を維持すべき原子炉施設及びその性能 放射性廃棄物処理設備 1. 使用済燃料冷却水処理系 a. スラッジ貯蔵タンク b. 陽イオン交換器 c. 陰イオン交換器 d. デイレイタンク	使用済砂及び樹脂を貯留できること。 基数 1 (75 m ³), 2 (46 m ³), 1 (23 m ³) 容量 約 75 m ³ 約 46 m ³ /基 約 23 m ³	放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能	二 (1)~(4)a	廃棄の方法の区分 B	備考 イオン交換樹脂再生用の薬液タンク、配置等は含まない。	(廃止措置を実施するために必要な主要施設) <table border="1"> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> <tr> <td>汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能</td> <td>貯蔵孔</td> </tr> </table> <p>放射性廃棄物貯蔵設備(廃止措置を実施するために必要な主要施設)の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 制御棒等を保管できること。 <p>(4) 換気設備</p> <p>廃止措置では、施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生のある可能性が有る解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性がある。このため「放射性物質拡散防止機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)</th> </tr> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> <tr> <td>放射性物質拡散防止機能</td> <td>原子炉建屋換気設備</td> </tr> </table> <p>換気設備(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋内を換気できること。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(廃止措置を実施するために必要な主要施設)</th> </tr> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </table>	機能	性能維持施設	汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能	貯蔵孔	(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)		機能	性能維持施設	放射性物質拡散防止機能	原子炉建屋換気設備	(廃止措置を実施するために必要な主要施設)		機能	性能維持施設
	機能	性能維持施設																		
	汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能	貯蔵孔																		
	(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)																			
機能	性能維持施設																			
放射性物質拡散防止機能	原子炉建屋換気設備																			
(廃止措置を実施するために必要な主要施設)																				
機能	性能維持施設																			
放射性廃棄物の処理水の送水経路が確保できること。 基数 2 処理能力 約 5.5 m ³ /h/基	放射性廃棄物の貯留し、汚染拡大を防止する機能	原子炉領域解体中の放射性廃棄物の搬出するまで	(1)~(4)a	B																
放射性廃棄物の処理水の送水経路が確保できること。 基数 1 処理能力 約 5.5 m ³ /h	放射性廃棄物の貯留し、汚染拡大を防止する機能	原子炉領域解体中の放射性廃棄物の搬出するまで	(1)~(4)a	B																
放射性液体廃棄物の貯留できること。 基数 2 容量 約 68 m ³ /基	放射性廃棄物の貯留し、汚染拡大を防止する機能	原子炉領域解体中の放射性廃棄物の搬出するまで	(1)~(4)a	B																

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前		変更後		備考		
<p>表6-1-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 (3/9)</p> <p>機能維持すべき原子炉施設及びその性能 (放射性廃棄物の廃棄に係る施設の維持管理)</p>						
名称	性能	機能	維持期間	工事方法の区分		
<p>2. 雑廃液処理系</p> <p>a. 再生雑廃液レシーバタンク</p> <p>基数 1 容量 約 15 m³</p> <p>b. レシーバタンク</p> <p>基数 1 容量 約 20 m³</p> <p>c. 蒸気固化装置</p> <p>雑廃液の蒸気固化処理ができること。</p> <p>基数 3 容量 約 0.07 m³/h/基</p> <p>3. 洗濯雑液処理系</p> <p>a. レシーバタンク</p> <p>基数 2 容量 約 20 m³/基</p> <p>b. デイレイタンク</p> <p>放射性液体廃棄物を貯留できること。</p> <p>基数 3 容量 約 28 m³/基</p>	<p>放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能</p> <p>放射性廃棄物を処理し、汚染拡大を防止する機能</p> <p>放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能</p>	<p>原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまで</p>	<p>(1)~(4)a</p>	<p>B</p>		
<p>換気設備 (廃止措置を実施するために必要な主要施設) の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各建屋等内を換気できること。 <p>(5) 換気設備のフィルタ</p> <p>廃止措置では、施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生のある可能性が有る解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性がある。このため「粉じんを除去する機能」(高性能粒子フィルタ装置の導入が終了し、フィルタ装置の使用が可能となるまで)、「放射性粉じんを除去する機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>機能</td> <td>性能維持施設</td> </tr> </table>					機能	性能維持施設
機能	性能維持施設					
<p>放射性物質拡散防止機能</p> <p>使用済燃料冷却池建屋換気設備 放射性廃液処理建屋換気設備 固化処理建屋換気設備 黒鉛スリーブ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備 サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [A] 換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [B] 換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [C] 換気設備 ホットワークショップ建屋換気設備 サービス建屋2階換気設備</p>						

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表6-1-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理(4/9)
 (放射性廃棄物の廃棄に係る施設の維持管理)

名称	性能	機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備考
4. 雑固体廃棄物焼却設備	雑固体廃棄物を焼却処理できること。 型式 自然式 基数 1 容量 約 3.14×10 ⁶ kJ/h (約 750,000 kcal/h)	放射性廃棄物を処理し、汚染拡大を防止する機能	廃止措置対象外	ニ	C~E	東海第二発電所とともに一元管理する。
5. 雑固体減容処理設備	雑固体廃棄物を高周波誘導加熱し、減容処理ができること。 型式 高周波誘導加熱・2次燃焼器・セラミック・高性能粒子フィルタ式 基数 1 容量 約 6,400本 (2000ドラム相当)/年 (24時間/日、約200日/年運転時)	放射性廃棄物を処理し、汚染拡大を防止する機能	廃止措置対象外	ニ	C~E	東海第二発電所とともに一元管理する。
6. セメント混練固化装置	蒸気固化体、使用済砂及び樹脂をセメント混練固化処理ができること。 型式 セメント固化式 基数 1	放射性廃棄物を処理し、汚染拡大を防止する機能	廃止措置対象外	ニ	C	東海第二発電所とともに一元管理する。
放射性廃棄物貯蔵設備 1. 黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C1)	黒鉛スリーブを保管できること。 型式 密閉型鉄筋コンクリート造 基数 1 容量 約 600 m ³	汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能	保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまで	ニ	C	
2. 黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C2)	黒鉛スリーブを保管できること。 型式 密閉型鉄筋コンクリート造 基数 1 容量 約 500 m ³	汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能		ニ	C	

変更前	変更後	備考				
	<p>粉じんを除去する機能</p> <p>原子炉建屋換気設備 (生体遮へい冷却空気排風機)</p> <p>換気設備のフィルタ (原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設) の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋内の粉じんを除去できること。 <p>(廃止措置を実施するために必要な主要施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性粉じんを除去する機能</td> <td> 使用済燃料冷却池建屋換気設備 放射性廃液処理建屋換気設備 (MF-2, F-3, F-4) 固化処理建屋換気設備 黒鉛スリーブ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備 サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [A] 換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [B] 換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [C] 換気設備 ホットワークショップ建屋換気設備 サービス建屋2階換気設備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>換気設備のフィルタ (廃止措置を実施するために必要な主要施設) の性能は、以下のとおり。</p>	機能	性能維持施設	放射性粉じんを除去する機能	使用済燃料冷却池建屋換気設備 放射性廃液処理建屋換気設備 (MF-2, F-3, F-4) 固化処理建屋換気設備 黒鉛スリーブ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備 サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [A] 換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [B] 換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [C] 換気設備 ホットワークショップ建屋換気設備 サービス建屋2階換気設備	
機能	性能維持施設					
放射性粉じんを除去する機能	使用済燃料冷却池建屋換気設備 放射性廃液処理建屋換気設備 (MF-2, F-3, F-4) 固化処理建屋換気設備 黒鉛スリーブ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備 サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [A] 換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [B] 換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [C] 換気設備 ホットワークショップ建屋換気設備 サービス建屋2階換気設備					

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前		変更後		備考
<p>表6-1-1-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理(5/9)</p> <p>機能を持すべき原子炉施設及びその性能 (放射性廃棄物の廃棄に係る施設の維持管理)</p>				
名称	性能	機能	維持期間	工事方法の区分
3. 固体廃棄物貯蔵庫(イ)	<p>型式 密閉型鉄筋コンクリート造</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 90 m³</p>	汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能	保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまで	C
4. 燃料スワラージ貯蔵庫	<p>制鋼種、チャージユニット等を保管できること。</p> <p>型式 密閉型鉄筋コンクリート造</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 120 m³</p>	-	-	-
5. サイトバンカ (イ)	<p>固体廃棄物を保管できること。</p> <p>型式 バンカ 密閉型鉄筋コンクリート造</p> <p>基 数 2</p> <p>容 量 Aバンカ 約 60 m³×1基</p> <p>Bバンカ 約 120 m³×1基</p>	-	-	-
6. サイトバンカ (ロ)	<p>固体廃棄物を保管できること。</p> <p>型式 バンカ 密閉型鉄筋コンクリート造</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 100 m³</p>	-	-	-
<p>• <u>各建屋等内の放射性粉じんを除去できること。</u></p> <p><u>4 性能維持施設の維持期間</u></p> <p><u>(1) 建屋・構築物等</u></p> <p><u>各建屋の「放射性物質閉じ込め機能（常温，常圧）」及び性能は，当該建屋の内包する汚染を除去するまで維持管理する。</u></p> <p><u>原子炉本体（圧力容器）の「放射性物質閉じ込め機能（常温，常圧）」及び性能は，原子炉領域安全貯蔵が終了するまで維持管理する。</u></p> <p><u>生体遮へい体の「放射線遮へい機能（常温，常圧）」及び性能は，原子炉本体等解体撤去工事が終了するまで維持管理する。</u></p> <p><u>取水路の「希釈取水機能」及び性能，放水路の「希釈放流機能」及び性能は，管理区域解除工事が終了するまで維持管理する。</u></p> <p><u>(2) 放射性廃棄物処理設備</u></p> <p><u>使用済燃料冷却水処理系の「放射性廃棄物を貯留し，汚染拡大を防止する機能」及び性能は，保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまで維持管理する。</u></p> <p><u>雑廃液処理系，洗濯廃液処理系の「放射性廃棄物を貯留し，汚染拡大を防止する機能」及び性能，放射性液体廃棄物希釈設備の「希釈放流機能」及び性能は，原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまで維持管理する。</u></p> <p><u>(3) 放射性廃棄物貯蔵設備</u></p> <p><u>放射性廃棄物貯蔵設備の「汚染拡大を防止し，放射線を遮へいする機能」及び性能は，保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまで維持管理する。</u></p>				

注) 下線は，変更箇所を示すものである。下線は，変更内容に含まない。

変更前		変更後		備考
<p>表6-1-1-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理(6/9) (放射性廃棄物の廃棄に係る施設の維持管理)</p>				
名称	機能を維持すべき原子炉施設及びその性能	機能	維持期間	工事方法の区分
①燃料スプリッター貯蔵庫 (H1)	使用済燃料スプリッターを保管できること。 型式 バンカ 密閉型鉄筋コンクリート造 基礎 1 容量 約 230 m ³	汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能	全 保置している全 での放射性廃棄 物を搬出するま で	二
②燃料スプリッター貯蔵庫 (H2)	使用済燃料スプリッターを保管できること。 型式 バンカ 密閉型鉄筋コンクリート造 基礎 1 容量 約 200 m ³			
③燃料スプリッター貯蔵庫 (H3)	使用済燃料スプリッターを保管できること。 型式 バンカ 密閉型鉄筋コンクリート造 基礎 1 容量 約 250 m ³			
				廃棄の方法の 区分 C
				備考

(4) 換気設備

換気設備の「放射性物質拡散防止機能」及び性能は、当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで維持管理する。

(5) 換気設備のフィルタ

原子炉建屋換気設備（生体遮へい冷却空気排風機）のフィルタの「粉じんを除去する機能」及び性能は、高性能粒子フィルタ装置の導入が終了し、フィルタ装置の使用が可能となるまで維持管理する。

その他換気設備のフィルタの「放射性粉じんを除去する機能」及び性能は、当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまで維持管理する。

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表6-1-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理（7/9）
（放射性廃棄物の廃棄に係る施設の維持管理）

変更前		変更後		備考	
名称	機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備考
機能を維持すべき原子炉施設及びその性能 8. ドラム貯蔵庫	放射性固体廃棄物を保管できること。 型式 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）平家建 基数 1 面積 約 420 m ² 容量 約 1,600 本（ドラム缶）	保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまで	②a～(4)a	C～E	
9. 固体廃棄物貯蔵庫A (1) 固体廃棄物貯蔵庫A	放射性固体廃棄物を保管できること。 型式 鉄筋コンクリート造 基数 1 面積 延約 5,300 m ² 容量 約 25,000 本 (2000 ドラム缶相当)	汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能	②a～(4)c	C～E	東海第二発電所とともに一元管理する。
(2) 固体廃棄物貯蔵庫B	放射性固体廃棄物を保管できること。 型式 鉄筋コンクリート造 基数 1 面積 延約 10,000 m ² 容量 約 48,000 本 (2000 ドラム缶相当)	汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能	②a～(4)c	C～E	東海第二発電所とともに一元管理する。
10. 固体廃棄物作業建屋	廃棄物搬出作業エリアに放射性固体廃棄物を保管できること。 型式 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造） 基数 1 面積 廃棄物搬出作業エリアの延面積 約 2,700m ² (固体廃棄物作業建屋の延面積 約 6,200m ²) 容量 廃棄業者の廃棄施設へ廃棄するための高さ及び搬出までの間、貯蔵保管する 2000 ドラム缶約 3,000 本	廃止措置対象外	②a～(4)c	C～E	東海第二発電所とともに一元管理する。

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表6-1-1-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理(8/9)
(放射線管理に係る施設の維持管理)

変更前				変更後				備考
名称	機能	性能	機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備考	
放射線管理設備 1.モニタリングポスト	施設内外の放射線を監視する機能	周辺監視区域境界付近の放射線を監視するための計測ができること。	施設内外の放射線を監視する機能	廃止措置対象外	(1)~(4)c	B	東海第二発電所とともに一元管理する。	
2.燃料放射能測定装置	放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出管理のための測定が可能であること。	放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出管理のための測定が可能であること。	放射管理機能	廃止措置対象外	(1)~(4)c	A, B	東海第二発電所とともに一元管理する。	
3.気象観測設備	地上及び排気筒高さの風向、風速等の観測が可能であること。 風向風速計(地上高さ:約10m、約80m、約140m)、 日射計 放射収支計 温度計	地上及び排気筒高さの風向、風速等の観測が可能であること。 風向風速計(地上高さ:約10m、約80m、約140m)、 日射計 放射収支計 温度計	気象観測機能	地上高さ約80mの風向風速計(配線計)は原子炉頭域解体撤去が終了するまで、それ以外の観測設備は廃止措置対象外	(1)~(4)c	A	地上高さ約80mの風向風速計(配線計)以外については、東海第二発電所とともに一元管理する。	

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前		変更後		備考		
表6-1-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 (9/9) (換気設備の維持管理)						
機能を維持すべき原子炉施設及びその性能						
名称	性能	機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備考
換気設備 1.原子炉建屋換気設備 (1)生体遮へい冷却空気排風機	原子炉建屋内を換気できること。 型式 強制通気方式 台数 6	放射性物質拡散防止機能	当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く)を除去するまで	(1)~(5)c	A	
換気設備のフィルタ 1.原子炉建屋換気設備(生体遮へい冷却空気排風機)	原子炉建屋内の粉じんを除去できること。	粉じんを除去する機能	高性能粒子フィルタ装置の導入が終了し、フィルタ装置の使用が可能なまで	(1)~(2)e	A	

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表 6-1-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理
(建屋・構築物等の維持管理)

機能		性能		機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備考
名称	機能	性能	機能					
建屋・構築物等 1. 使用済燃料冷却池建屋	機能	使用済燃料冷却池建屋内の放射性粉じん ¹ の漏えいを防止できること。	放射性物質 ² の閉じ込め機能(常置、常圧)	当該建屋の内包する汚染を除去するまで	②d, ②g, ③a～c, (4)b, (4)c	A		
2. 放射性廃液処理建屋	機能	放射性廃液処理建屋内の放射性粉じん ¹ の漏えいを防止できること。			②g, (4)b, (4)c	A		
3. 固化処理建屋	機能	固化処理建屋内の放射性粉じん ¹ の漏えいを防止できること。			②g, (4)b, (4)c	A		
4. サービス建屋	機能	サービス建屋内の放射性粉じん ¹ の漏えいを防止できること。			②g, (4)b, (4)c	A		
5. ホットアップ建屋	機能	ホットアップ建屋内の放射性粉じん ¹ の漏えいを防止できること。			②g, (4)c	A		
6. 取水路	機能	希釈水が取水できること。	希釈取水機能	管理区域解除工事が終了するまで	(1)～(4)c	B		
7. 放水路	機能	希釈放流水が放流できること。	希釈放流機能		(1)～(4)c	B		

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前		変更後		備考
<p>表 6-1-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理 (放射性廃棄物の廃棄に係る施設の維持管理)</p>				
機能を維持すべき原子炉施設及びその性能				
名称	性能	機能	維持期間	工事方法の区分
放射性廃棄物処理設備 1. 凝縮液処理系 a. 凝縮器 (蒸発固化装置) 2. 放射性液体廃棄物 a. 放射体貯蔵設備 b. 放射体貯蔵設備 c. 放射体貯蔵設備 d. 放射体貯蔵設備 e. 放射体貯蔵設備 f. 放射体貯蔵設備 g. 放射体貯蔵設備 h. 放射体貯蔵設備 i. 放射体貯蔵設備 j. 放射体貯蔵設備 k. 放射体貯蔵設備 l. 放射体貯蔵設備 m. 放射体貯蔵設備 n. 放射体貯蔵設備 o. 放射体貯蔵設備 p. 放射体貯蔵設備 q. 放射体貯蔵設備 r. 放射体貯蔵設備 s. 放射体貯蔵設備 t. 放射体貯蔵設備 u. 放射体貯蔵設備 v. 放射体貯蔵設備 w. 放射体貯蔵設備 x. 放射体貯蔵設備 y. 放射体貯蔵設備 z. 放射体貯蔵設備 1. 貯蔵孔	蒸発固化装置で発生した蒸気を凝縮できること。 放射性液体廃棄物を希釈放流できること。 制御棒等を保管できること。	放射性廃棄物処理設備 1. 凝縮液処理系 a. 凝縮器 (蒸発固化装置) 2. 放射性液体廃棄物 a. 放射体貯蔵設備 b. 放射体貯蔵設備 c. 放射体貯蔵設備 d. 放射体貯蔵設備 e. 放射体貯蔵設備 f. 放射体貯蔵設備 g. 放射体貯蔵設備 h. 放射体貯蔵設備 i. 放射体貯蔵設備 j. 放射体貯蔵設備 k. 放射体貯蔵設備 l. 放射体貯蔵設備 m. 放射体貯蔵設備 n. 放射体貯蔵設備 o. 放射体貯蔵設備 p. 放射体貯蔵設備 q. 放射体貯蔵設備 r. 放射体貯蔵設備 s. 放射体貯蔵設備 t. 放射体貯蔵設備 u. 放射体貯蔵設備 v. 放射体貯蔵設備 w. 放射体貯蔵設備 x. 放射体貯蔵設備 y. 放射体貯蔵設備 z. 放射体貯蔵設備 1. 貯蔵孔	放射性廃棄物処理設備 1. 凝縮液処理系 a. 凝縮器 (蒸発固化装置) 2. 放射性液体廃棄物 a. 放射体貯蔵設備 b. 放射体貯蔵設備 c. 放射体貯蔵設備 d. 放射体貯蔵設備 e. 放射体貯蔵設備 f. 放射体貯蔵設備 g. 放射体貯蔵設備 h. 放射体貯蔵設備 i. 放射体貯蔵設備 j. 放射体貯蔵設備 k. 放射体貯蔵設備 l. 放射体貯蔵設備 m. 放射体貯蔵設備 n. 放射体貯蔵設備 o. 放射体貯蔵設備 p. 放射体貯蔵設備 q. 放射体貯蔵設備 r. 放射体貯蔵設備 s. 放射体貯蔵設備 t. 放射体貯蔵設備 u. 放射体貯蔵設備 v. 放射体貯蔵設備 w. 放射体貯蔵設備 x. 放射体貯蔵設備 y. 放射体貯蔵設備 z. 放射体貯蔵設備 1. 貯蔵孔	放射性廃棄物処理設備 1. 凝縮液処理系 a. 凝縮器 (蒸発固化装置) 2. 放射性液体廃棄物 a. 放射体貯蔵設備 b. 放射体貯蔵設備 c. 放射体貯蔵設備 d. 放射体貯蔵設備 e. 放射体貯蔵設備 f. 放射体貯蔵設備 g. 放射体貯蔵設備 h. 放射体貯蔵設備 i. 放射体貯蔵設備 j. 放射体貯蔵設備 k. 放射体貯蔵設備 l. 放射体貯蔵設備 m. 放射体貯蔵設備 n. 放射体貯蔵設備 o. 放射体貯蔵設備 p. 放射体貯蔵設備 q. 放射体貯蔵設備 r. 放射体貯蔵設備 s. 放射体貯蔵設備 t. 放射体貯蔵設備 u. 放射体貯蔵設備 v. 放射体貯蔵設備 w. 放射体貯蔵設備 x. 放射体貯蔵設備 y. 放射体貯蔵設備 z. 放射体貯蔵設備 1. 貯蔵孔
		放射性廃棄物処理設備 1. 凝縮液処理系 a. 凝縮器 (蒸発固化装置) 2. 放射性液体廃棄物 a. 放射体貯蔵設備 b. 放射体貯蔵設備 c. 放射体貯蔵設備 d. 放射体貯蔵設備 e. 放射体貯蔵設備 f. 放射体貯蔵設備 g. 放射体貯蔵設備 h. 放射体貯蔵設備 i. 放射体貯蔵設備 j. 放射体貯蔵設備 k. 放射体貯蔵設備 l. 放射体貯蔵設備 m. 放射体貯蔵設備 n. 放射体貯蔵設備 o. 放射体貯蔵設備 p. 放射体貯蔵設備 q. 放射体貯蔵設備 r. 放射体貯蔵設備 s. 放射体貯蔵設備 t. 放射体貯蔵設備 u. 放射体貯蔵設備 v. 放射体貯蔵設備 w. 放射体貯蔵設備 x. 放射体貯蔵設備 y. 放射体貯蔵設備 z. 放射体貯蔵設備 1. 貯蔵孔	放射性廃棄物処理設備 1. 凝縮液処理系 a. 凝縮器 (蒸発固化装置) 2. 放射性液体廃棄物 a. 放射体貯蔵設備 b. 放射体貯蔵設備 c. 放射体貯蔵設備 d. 放射体貯蔵設備 e. 放射体貯蔵設備 f. 放射体貯蔵設備 g. 放射体貯蔵設備 h. 放射体貯蔵設備 i. 放射体貯蔵設備 j. 放射体貯蔵設備 k. 放射体貯蔵設備 l. 放射体貯蔵設備 m. 放射体貯蔵設備 n. 放射体貯蔵設備 o. 放射体貯蔵設備 p. 放射体貯蔵設備 q. 放射体貯蔵設備 r. 放射体貯蔵設備 s. 放射体貯蔵設備 t. 放射体貯蔵設備 u. 放射体貯蔵設備 v. 放射体貯蔵設備 w. 放射体貯蔵設備 x. 放射体貯蔵設備 y. 放射体貯蔵設備 z. 放射体貯蔵設備 1. 貯蔵孔	放射性廃棄物処理設備 1. 凝縮液処理系 a. 凝縮器 (蒸発固化装置) 2. 放射性液体廃棄物 a. 放射体貯蔵設備 b. 放射体貯蔵設備 c. 放射体貯蔵設備 d. 放射体貯蔵設備 e. 放射体貯蔵設備 f. 放射体貯蔵設備 g. 放射体貯蔵設備 h. 放射体貯蔵設備 i. 放射体貯蔵設備 j. 放射体貯蔵設備 k. 放射体貯蔵設備 l. 放射体貯蔵設備 m. 放射体貯蔵設備 n. 放射体貯蔵設備 o. 放射体貯蔵設備 p. 放射体貯蔵設備 q. 放射体貯蔵設備 r. 放射体貯蔵設備 s. 放射体貯蔵設備 t. 放射体貯蔵設備 u. 放射体貯蔵設備 v. 放射体貯蔵設備 w. 放射体貯蔵設備 x. 放射体貯蔵設備 y. 放射体貯蔵設備 z. 放射体貯蔵設備 1. 貯蔵孔

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表 6-1-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理
(放射線管理に係る施設の維持管理)

機 能 を 維 持 す べ き 原 子 炉 施 設 及 び そ の 性 能		機 能	維 持 期 間	工 事 方 法 の 区 分	廃 棄 の 方 法 の 区 分	備 考
名 称	性 能					
放射線管理設備 1. サーベイメータ	施設内外において、外部放射線に係る線量当量率が測定可能であること。	施設内外の放射線を測定する機能	廃止措置対象外	(1)~(4)c	A~E	東海第二発電所とともに一元管理する。
2. ホールポディカウンタ	放射線業務従事者の内部被ばくによる線量の評価が可能であること。	放射線業務従事者の被ばく管理機能	廃止措置対象外	(1)~(4)c	A~E	東海第二発電所とともに一元管理する。
3. 電子式個人線量計	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量当量が測定可能であること。	放射線業務従事者の被ばく管理機能	廃止措置対象外	(1)~(4)c	A~E	東海第二発電所とともに一元管理する。

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表6-1-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理
(換気設備の維持管理(1/4))

変更前		変更後		備考		
名称	性能	機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備考
換気設備 1.使用済燃料冷却池建屋 換気設備 (1)主冷却池換気設備 排風機	使用済燃料冷却池建屋内を換気できること。	放射性物質並取防止機能	当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く)を除去するまで	(2)d, (2)e, (4)b	A	
(2)フラスコ装荷室 換気設備 a.フラスコ装荷室 換気設備排風機	フラスコ装荷室内を換気できること。			(4)b	A	
b.フラスコ装荷室 換気設備送風機	フラスコ装荷室内に空気を送風できること。			(4)b	A	
2.放射性廃液処理建屋 換気設備 (1)放射性廃液処理建屋排風機(MF 2, F 3, F 4)	放射性廃液処理建屋内を換気できること。			(4)b	A	
3.固化処理建屋換気設備 (1)固化処理建屋排風機	固化処理建屋内を換気できること。			(4)b	A	
(2)固化処理建屋送風機	固化処理建屋内に空気を送風できること。			(4)b	A	
4.黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプリア貯蔵庫換気設備 (1)黒鉛スリープ貯蔵庫(C 2)及び燃料スプリア貯蔵庫(H 8)換気設備排風機	貯蔵庫内を換気できること。			(4)b	A	

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表 6-1-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理
(換気設備の維持管理 (2/4))

変更前				変更後				備考
名称	性能	機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備	考	
②燃料スプリッタ貯蔵庫 (H.1.2) 換気設備排 風機	貯蔵庫内を換気できること。	放射性物質拡散防止 機能	当該設備が設置さ れている建屋内の 汚染(当該設備に 係る汚染は除く) を除去するまで	(4)b	A			
5. サイトバンカ (イ) A. Bバンカ換気設備 (1) サイトバンカ (イ) 排 風機	バンカ内を換気できること。			(4)b	A			
6. サイトバンカ (ロ) 換気 設備 (1) サイトバンカ (ロ) 排 風機	バンカ内を換気できること。			(4)b	A			
7. メンテナンスシャフト 室換気設備 (1) 排風機	メンテナンスシャフト 室内を換気できること。			(4)b	A			
8. 放射性廃液処理建屋連 絡通路[A]換気設備 (1) 排風機	通路内を換気できること。			(4)b	A			
9. 放射性廃液処理建屋連 絡通路[B]換気設備 (1) 排風機	通路内を換気できること。			(4)b	A			
10. 放射性廃液処理建屋 連絡通路[C]換気設備 (1) 排風機	通路内を換気できること。			(4)b	A			
11. 固化処理建屋槽頭換 気設備 (1) 槽頭排風機	槽内を換気できること。			(4)b	A			

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

表 6-1-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理
(換気設備の維持管理 (3/4))

機能を維持すべき原子炉施設及びその性能		機 能	維持期 間	工事方法の 区分	廃棄の方法の 区分	備 考
名 称	性 能					
12. ホットワークションゾ ン建屋換気設備 (1) ホットワークションゾ ン建屋排風機	建屋内を換気できること。 建屋内を換気できること。	放射生物質並取防止 機能	当該設備が設置さ れている建屋内の 汚染(当該設備に 係る汚染は除く) を除去するまで	(4)b (4)b	A A	
13. サービス建屋 2 階換 気設備 (1) ホット系排気処理装置 (2) 乾燥機系排気処理装置	建屋内を換気できること。	放射生物質粉じんを除去 する機能	当該設備が設置さ れている建屋内の 汚染(当該設備に 係る汚染は除く) を除去するまで	(2)d, (2)g, (4)b	A	
換気設備のフィルタ 1. 使用済燃料冷却池建屋 換気設備 (1) 主冷却池換気設備 (2) フラスコ室 換気設備	使用済燃料冷却池建屋内の放射生物質粉じんを除去できるこ と。 フラスコ室内の粉じんを除去できること。			(2)g, (4)b, (4)c	A	
2. 放射性廃液処理建屋換 気設備 (MF-2, F-3, F-4)	放射性廃液処理建屋内の放射生物質粉じんを除去できること。			(4)b	A	
3. 固化処理建屋換気設備	固化処理建屋内の粉じんを除去できること。			(4)b	A	
4. 黒鉛スリーブ貯蔵庫及 び燃料スプリッタ貯蔵 庫換気設備 (1) 黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-2) 換気設備 (2) 燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-1, 2, 3) 換気設備	貯蔵庫内の粉じんを除去できること。 貯蔵庫内の粉じんを除去できること。			(4)b	A	

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>添付書類九 <u>品質保証計画に関する説明書</u></p> <p>廃止措置期間中における東海発電所の<u>品質保証計画</u>については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第35条第1項、「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>」第7条の3、同規則第7条の3の2、同規則第7条の3の3及び同規則第16条第2項に基づき、<u>東海発電所原子炉施設保安規定</u>（以下「<u>保安規定</u>」という。）において、<u>社長をトップマネジメントとする品質保証計画</u>を定め、<u>保安規定及び品質保証規程並びにそれらに基づく下部規程により廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図ることとする。</u></p> <p>また、<u>廃止措置期間中における設計管理は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施し、添付書類六の廃止措置期間中に機能を維持すべき設備（放射線管理設備、換気設備、建屋・構築物等）及びその他の設備（電源設備、照明設備等）は、保守管理を実施する。これら東海発電所の廃止措置に係る業務は、この品質保証計画のもとで実施する。</u></p>	<p>添付書類九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u></p> <p><u>1 概要</u></p> <p>廃止措置期間中における東海発電所の<u>安全を達成・維持・向上させるため、東海発電所設置変更許可申請本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」</u>に基づき、<u>廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、保安規定の品質マネジメントシステム計画に定めている。</u></p> <p><u>品質マネジメントシステム計画では、社長をトップマネジメントとし品質マネジメントシステムを定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。また、品質マネジメントシステムのもとで性能を維持すべき施設及びその他の施設の施設管理等の廃止措置に係る業務を実施する。</u></p> <p><u>2 品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>(1) 組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u></p> <p><u>(2) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。</u></p> <p>b) <u>プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。</u></p> <p>c) <u>プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</u></p>	<p>実用炉規則の改正に伴う変更（「品質保証計画」を「廃止措置に係る品質マネジメント」に変更）</p> <p>実用炉規則の改正に伴う変更（品質マネジメントシステムに係る記載の充実）</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p><u>なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</u></p> <p>d) <u>プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</u></p> <p>e) <u>プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p>f) <u>プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</u></p> <p>g) <u>プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと統合的なものとする。</u></p> <p>h) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p><u>(3) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。</u></p> <p>a) <u>原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p>b) <u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p>c) <u>要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p>d) <u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p>e) <u>要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p>f) <u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題</u></p>	

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p><u>が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p>g) <u>安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p>h) <u>原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p>(4) <u>組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p>(5) <u>組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>3 経営責任者等の責任</u></p> <p><u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施するとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p>a) <u>品質方針を定めること</u></p> <p>b) <u>品質目標が定められているようにすること</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。）</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施すること</u></p> <p>e) <u>資源が利用できる体制を確保すること</u></p> <p>f) <u>関係法令を遵守すること、その他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること</u></p> <p>g) <u>保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させる</u></p>	

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p><u>こと</u></p> <p><u>h) 全ての階層で行われる決定が，原子力の安全の確保について，その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること</u></p> <p>4 <u>個別業務に関する計画，実施，評価及び改善</u></p> <p>4. 1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p><u>(1) 組織は，個別業務に必要なプロセスについて，計画を策定するとともに，そのプロセスを確立する。</u></p> <p><u>(2) 組織は，(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</u></p> <p><u>(3) 組織は，個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり，次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価，並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u></p> <p>b) <u>機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p>c) <u>機器等又は個別業務に固有のプロセス，品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p>d) <u>使用前事業者検査等，検証，妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準</u></p> <p>e) <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p><u>(4) 組織は，策定した個別業務計画を，その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p>	

注) 下線は，変更箇所を示すものである。下線は，変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p><u>4. 2 個別業務の実施</u></p> <p><u>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p>a) <u>原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性及び当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること</u></p> <p>b) <u>手順書等が必要な時に利用できる体制にあること</u></p> <p>c) <u>当該個別業務に見合う設備を使用していること</u></p> <p>d) <u>監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること</u></p> <p>e) <u>監視測定を実施していること</u></p> <p>f) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること</u></p> <p><u>4. 3 評価及び改善</u></p> <p><u>4. 3. 1 監視測定、分析、評価及び改善</u></p> <p><u>組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</u></p> <p><u>4. 3. 2 不適合の管理</u></p> <p><u>（1）組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）。</u></p> <p><u>（2）組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p>	

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p>a) <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずること</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと</u></p> <p>c) <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること</u></p> <p>d) <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること</u></p> <p><u>(3) 組織は、(2) a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p><u>4. 3. 3 改善</u></p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p> <p><u>5 廃止措置に係る業務</u></p> <p><u>廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施する。廃止措置に係る工事等の業務、性能維持施設の施設管理等の廃止措置計画に基づく活動は、品質マネジメントシステム計画の下で実施する。</u></p>	

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。